

官報 号外

昭和三十三年四月二十七日

○第二十六回 衆議院會議録第三十六号

昭和三十三年四月二十七日(土曜日)

議事日程 第二十九号

昭和三十三年四月二十七日

午後一時開議

第一 駐車場法案(内閣提出)

第二 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(藤本捨助君外三十九名提出)

第四 モーターボート競走法を廃止する法律案(井岡大治君外十名提出)

第五 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)

第七 内閣法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)

第八 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案(内閣提出)

第十 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

第十二 北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件

第十三 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十一年度一般會計予備費使用總調書(その2)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

第十五 昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為總調書

第十六 昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為總調書

●本日の會議に付した案件

議員離席の件

日本国とポランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准書交換のための特派大使任命につき外務公務員法第八條第三項の規定により議決を求めるの件

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)(参議院回付)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第2号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

昭和三十一年度特別會計予備費補正(特第1号)

日程第五 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)

日程第七 内閣法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)

日程第八 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案(内閣提出)

日程第十 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

日程第十二 北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件

日程第十三 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十一年度一般會計予備費使用總調書(その2)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)

日程第十四

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(承諾)

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号

議員請暇の件 日本国とポランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准書交換のための特派大使任命につき外務公務員法第八條第三項の規定により議決を求めるの件 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(衆議院回付)

六五六

午後一時五十四分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。議員松田竹千代君より、アメリカにおける一般貿易市場調査のため五月二日から本会期中請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日本国とポランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准書交換のための特派大使任命につき外務公務員法第八條第三項の規定により議決を求めるの件

○議長(益谷秀次君) 内閣から、日本国とポランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准書交換のための特派大使に本院議員岡田直君を任命するため、外務公務員法第八條第三項の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。(拍手)

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)(衆議院回付)

の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の衆議院回付案を議題といたします。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出衆議院継続審査)

貴院から送付された右の案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和三十三年四月二十六日

衆議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

本議院付託案に対する
衆議院議員の修正
案文を附し、小字及び
ビニールは衆議院修正

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第二十九條の次に一條を加える改正規定、第三十一條から第三十四條まで、第八十六條及び第九十七條の改正規定、第九十八條を削る改正規定並びに附則第四條から第七條まで及び第十七條の規定(以下「健康保険法の改正に伴う改正規定等」という。)は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則第一條後段

の規定による同法の施行の日から施行する。

(組合員の期間の計算方法に関する経過措置)

第二条 改正後の市町村職員共済組員法(以下「新法」という。)第十三條第三項の規定は、この法律(附則第一條ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前に再び組合員の資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が発生したもの基礎となるべき組合員である期間の計算について、適用する。

(時効に関する経過措置)

第三条 新法第二十七條第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法(以下「旧法」という。)の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間についても、適用する。

(組合の契約する医療機関等に関する経過措置)

第四条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一條第二号に規定する医療機関は、健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して三月間、新法第三十一條第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

(一部負担金に関する経過措置)

第五条 昭和三十三年五月一日から同年六月三十日までの間においては、新法第三十一條及び第三十二條の規定の適用については、新法第三十一條第一項第一号中「規約で定めるところにより、同法第四十三條ノハの規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全部又は一部」とあるのは、「健康保険法の改正による法律(昭和三十三年法律第四十二号)附則第五條の規定の例により一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額」と読み替へるものとする。

び第三十三條の規定の適用については、新法第三十一條第一項第一号中「規約で定めるところにより、同法第四十三條ノハの規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全部又は一部」とあるのは、「健康保険法の改正による法律(昭和三十三年法律第四十二号)附則第五條の規定の例により一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額」と読み替へるものとする。

第六條 この法律

第五條 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一條第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三條ノハ第一項第二号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払ふことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六條 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一條第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余剰財産の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行うことができる。

(療養費に関する経過措置)

第七條 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

(退職年金受給者に関する経過措置)

第八條 新法第四十一條第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一條の規定により退職年金を受けける権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものが現に新法別表第二に掲げる程度の療疾の状態にある場合についても、適用する。この場合において、新法第四十一條第三項中「その状態にある間」とあるのは、「昭和三十三年七月一日以後その状態にある間」とする。

第九條 新法第四十二條第三項の規定は、旧法第四十二條第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二條第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

(療疾年金受給者等に関する経過措置)

第十條 新法第四十四條第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七條の規定による療疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十一條 新法第四十五條の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四條の規定による療疾年金を受けける権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七條の規定により療疾一時金の支給を受けた者についても、適用する。

第十二条 新法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者について適用する。

第十三条 新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐる場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合について適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐるときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とするものは、「昭和三十三年七月」とする。

(遺族年金の失権に関する経過措置)
第十四条 新法第五十条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受ける権利を有する者について適用する。
(船員である組合員の期間の計算に関する経過措置)
第十五条 昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算については、新法第九十条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とするものは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日以前の期間」として同項の規定を適用する。

第十六条 この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
(従前の行為に対する罰則の適用)
第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(印紙税法の一部改正)
第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十六条第六号ノ十四中「第六十五條第二号」を「第六十五條第一

項第二号」に、「同条第三号及第四号ノ事業並ニ」を「同条同項第三号及第四号ノ事業、」に改め、「第三号ノ事業」の下に、並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル団体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、昭和三十三年度特別会計予算補正(特第二号)、昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第一号)、右両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第二号)、昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第一号)、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長山崎巖君。

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第二号)

昭和三十三年度特別会計予算補正

予算補正総則

第一條 下記各特別会計の昭和三十三年度歳入歳出予算補正を、別冊「甲号歳入歳出予算補正」とおりに定める。

大蔵省所管
郵政省所管

資金運用部
郵政事業部
郵便貯金
簡易生命保険及郵便年金

第二條 各特別会計の歳入歳出予算補正の内訳は、別に添附する各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」に掲げる。

第三條 昭和三十三年度特別会計予算総則第十二條第一項中郵政事業特別会計において、給付準則の適用を受ける職員に対して支給する給付の総額「77,823,205,000円」を「77,823,205,000円」に改める。

〔別冊〕

甲号 歳入歳出予算補正
大蔵省所管

資金運用部

(追加) 歳入

(追加) 資金運用収入
(追加) 運用利殖金収入

(追加) 郵便収入
(追加) 郵便貯金収入

(追加) 郵便事業収入
(追加) 郵便事業収入

(追加) 郵便事業収入
(追加) 郵便事業収入

(追加) 郵便事業収入
(追加) 郵便事業収入

(追加) 郵便事業収入
(追加) 郵便事業収入

(追加) 郵便事業収入
(追加) 郵便事業収入

(追加) 郵便事業収入
(追加) 郵便事業収入

(追加) 郵便事業収入
(追加) 郵便事業収入

683,378,000

683,378,000

262,500,000

420,878,000

683,378,000

2,111,825,000

2,111,825,000

2,111,825,000

5,026,176,000

局 會 其 他 建 設 費	5,654,000
(修正減少額) 計	5,031,830,000
(項) 業 務 其 他 建 設 費	2,618,807,000
局 會 其 他 備 費	1,698,000
子 計 正 額	300,000,000
歳 出 補 正 額	2,920,505,000
歳 出 補 正 額	2,111,325,000
(追加額) (項) 郵政事業特別会計へ繰入	420,878,000
(追加額) (項) 郵政事業特別会計へ繰入	420,878,000
保 險 勘 定 歳 出	
(追加額) (項) 郵政事業特別会計へ繰入	802,964,000
(修正減少額) (項) 保 險 費	702,964,000
予 計 正 額	100,000,000
歳 出 補 正 額	802,964,000
歳 出 補 正 額	0

[報告書は会議録追録に掲載]

昭和32年度政府関係機関予算補正(後編第1号)

昭和32年度政府関係機関予算補正

予算補正総則

第1条 下記各政府関係機関の昭和32年度収入支出予算補正を、別冊「甲号収入支出予算補正」のとおり定める。

日本専売公社

日本国有鉄道

日本電信電話公社

第2条 昭和32年度政府関係機関予算総則第6条中第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する給料、扶養手当及び勤務地手当に要する経費

- (3) 職員に対して支給する石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与に要する経費
- (4) 施設費
- (5) 補助金及び交付金に要する経費
- (6) 交際費
- 第3条 昭和32年度政府関係機関予算総則第8条を次のように改める。
- 第8条 昭和32年度において、日本専売公社法第43条の22第1項の規定による日本専売公社の職員に対して支給する基準内給与(給料、扶養手当及び勤務地手当を含む。)は8,557,841,000円とし、基準外給与(石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与を含む。)の額は2,702,063,000円とし、給与の総額を11,259,904,000円とする。ただし、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により又は第5条の規定により、これらの額が変更されたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、大蔵大臣の承認を経て、それらの合計額が変更されない範囲内において変更されたときは、それぞれその変更された額とする。
- 第4条 昭和32年度政府関係機関予算総則第14条中第1号から第8号までを次のように改める。
- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する職員給、扶養手当及び勤務地手当に要する経費
- (3) 職員に対して支給する石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与に要する経費
- (4) 交際費
- (5) 建設及び改良のための事業費
- 第5条 昭和32年度政府関係機関予算総則第16条を次のように改める。
- 第16条 昭和32年度において、日本国有鉄道法第44条第1項後段の規定による日本国有鉄道の職員に対して支給する基準内給与(職員給、扶養手当及び勤務地手当を含む。)は108,799,422,000円とし、基準外給与(石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与を含む。)の額は33,256,008,000円とし、給与の総額を137,055,430,000円とする。ただし、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第18条第1項の規定により給与を支出する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより運輸大臣の承認を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により又は第18条第1項の規定により、これらの額が変更されたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に

予備金	500,000,000
資本勘定へ繰入	1,858,581,000
計	4,072,715,000
支出	0
資本勘定	
収入	
(追加額)	
(項) 資産売却当	2,013,575,000
(修正減少額)	
(項) 損益勘定より受入	1,858,581,000
収入補正額	154,994,000
(追加額)	
(項) 建設勘定へ繰入	154,994,000

収入	
(追加額)	
(項) 資本勘定より受入	154,994,000
支出	
(追加額)	
(項) 電報電話施設費	64,774,000
計	312,019,000
(修正減少額)	
(項) 電報電話施設費	34,769,000
計	187,080,000
支出補正額	221,799,000
	154,994,000

〔電報電話施設費に増額〕

〔山崎駿君登壇〕

○山崎駿君 たいだいま議題となりまして昭和三十三年度特別会計予算補正(特第2号)及び昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第1号)につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

本補正予算二案は、去る二十二日本委員会に付託され、同日政府より提案理由の説明を聴取し、去る二十五日より本日まで三日間にわたり審議し、本日討論、採決されたものであります。

本補正二案は、いずれも、公共企業体等の職員給与の改善に伴い、各予算における給与費を追加するものであります。昭和三十三年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政事業特別会計予算と、同特別会計の補正に関連する資金運用部、郵便貯金及び簡易生命保険及び郵便年金の三特別会計予算の補正を内容とし、昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話

公社予算の補正を内容とするものであります。

今回政府において本案を提出するに至りました理由は、去る四月六日、公共企業体等労働関係法の適用を受ける公共企業体等、すなわち三公社、五現業の給与問題につき、公共企業体等労働委員会が行なった仲裁裁定を政府において検討した結果、公共企業体等労働関係法の精神を尊重し裁定を実施することとし、所要の予算的措置を講ずることとしたためであります。

しこうして、造幣局、印刷局、国有林野事業及びアルコール専売事業の四特別会計については、特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、経費の移用、流用等により措置することとして、補正を行わず、郵政事業特別会計及び専売、国鉄、電電の三公社等について、それぞれ所要の予算補正が講ぜられておるのであります。

予算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与所要額を計上することとしており、これに要する財源措置としては、イ、三公社については、既定財源でまかなわれていた昭和三十三年度未開停案第一項に基因する賃金増加分に相当する金額の半半分を充当する。ロ、予算単価と実行単価との格差については、昭和三十一年七月一日の実態に基き、これを三年間に解消する旨のものと、おおむねその三分の一相当額を充当する。ハ、このほか、基準外給与の不用額と所定外支出額の実額を勘案し、不足する額については、物件費その他の既定経費から所要財源を捻出、充当することとし、なお、郵政事業特別会計については、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の二特別会計及び日本電信電話公社より所要額を受け入れることとなっております。

以上により、郵政事業及び三公社ににつきまして、このたびの給与改善のため、この所要額は約百八十四億円で、このうち、既定の給与総額内充当額は約六十九億円で、給与総額外充当額は約百一十億円となっております。基準内給与一人当りの財源増加は、専売公社において六百二十円、国鉄公社において七百五十円、電電公社において七百二十円、郵政事業特別会計において千二百二十円となっております。

以上が予算補正の内容であります。次に、委員会における質疑の若干について申し上げます。

まず、民間にいわれているやみ給与は、調停委員会のあるせん案もしくは調停案等に基づき、給与総額のワク内で支給されているものであるから、適法と認められるが、政府の見解いかん。」また、「裁定実施の財源措置として、第一、三公社については既定財源でまかなわれていた、いわゆる第一項確定分に相当する金額の半半分を充当する。第二、予算単価と実行単価の格差の三分の一相当額を充当することとしているが、これら賃金増加分は、既定の給与総額内で認められたものであり、かつ、組合側が団体交渉により支給を受けるに至ったものであるから、これを削減することは妥当を欠くではないか。また、かかる財源措置を講じたことは仲裁裁定の完全実施とは言えないのではないか。以上のような質疑がありました。これに対し、政府側より、「いわゆるやみ給与は、給与総額内より支給されたものであるから違法とは言えないが、基準内給与と基準外給与のやりくりが、かなり大幅に行われ、予算単価と実行単価との間に著しい格差を生ぜしめたことは好ましいことではない。やみ給与とは、この点に基因し流説せられておられると考える。」また、「いわゆる第一項確定分としての賃金増加分は、今回の裁定においても当然千二百円の増額のうちに含まれるべきものと明示されており、財源措置としても既定の給与総額の中でその半半分がまかなわれるものと認められるの

政府は、この点に關し仲裁委員會が相當程度の現実的給与の改善を企圖しているとの意向を表明せられておることを尊重し、今回財源に充當する限度を格差の三分の一にとどめ、相當程度の給与改善になるように十分配慮したのであって、裁定の趣旨を十分に尊重し善処しており、裁定を完全に実施したものと考える」ととの趣旨の答弁がございました。

かくて、本二十七日質疑を全部終了したし、引き續き討論、採決を行なつた結果、多數をもつて本予算補正二案はいずれも政府原案の通り可決された次第でございます。

〔井堀繁雄君登壇〕

○井堀繁雄君　私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となっております昭和三十二年度予算補正特別第二号及び機第一号の両案について、反対の討論を行わんとするものであります。（拍手）

反対の理由は、大膽いたしました。次の三点に要約することができると思ふのであります。

言通りで、政府は、この必要な経費を、その総額を予算補正の中に組み込んで、この国会に提案することが当然であるべきでございます。しかるに、政府の今回の提案は、政府みずからの

で、今日まで放任されてきておつたのであります。今回、仲裁裁定委員会からその欠点を指摘されますと、おのれを顧みて他を言うような、おのれの非をおおい隠さんがために、やれ、やみ給手であるとか、アベック闘争など

と、その責任をあたかも労働者や公社側にあるがごとく主張をいたしましたことは、まことに見苦しき次第といわ

時、これを給与総額の中から差し引くという不当な措置をとっておるのであります。ここに重大な問題がひそんでおるのでありますが、さらに実行単価と予算単価との格差の中から三分の一

て、今回仲裁裁定の立役者を勤めました藤村委員長、留聲事務局長の出席を求めまして、この点について質疑をいたしましたところ、実行単価と予算単価との格差金は主文第一項に示しておる千二百円の中には含まれておらず、

従つて、それを差し引くことは仲裁裁
定の趣旨ではない、その問題は、将来
の問題として合理的に善処さるべきも

来たびたび仲裁裁定が審議されましたが、政府はその仲裁裁定にとかくの因縁をつけて、その当然実施さるべきものを忌避いたして参つてきたことは、あまりにも有名な事実であります。

次に、第二に指摘いたさなければならぬことは、政府の今回とりましますものに対して、全くこれを否定するものと行爲といわざるを得ないのであります。私は、ここで補正予算案に反対をいたします第一の理由をあげたのであります。

た補正予算を通じてであります。それは、予算総則の変更という実にインチキに満ちた狡猾な手段であると、わ

れわれは一言にして言い切れると思ひます。すなわち、給与総額内における基準外、基準内の両者を流用するといふことは、これは従来の労使の慣行の中に一つの不文律が生まれておるのでありますが、これは、この際、本来かから言いますならば、公労法でありますとか公社法というような法案の改正の中に考慮すべき事柄を、簡単に補正予

昭和三十一年四月二十七日 衆議院會議錄第三十六号 昭和三十一年度特別會計予算補正(特第2号)外一件

算の説明書の中にちよつと置き加える
ような形において、予算流用問題を禁
止するような案件を持ち込み、大蔵大
臣の承認を必要とする措置を定めまし
たことは、ただ単に予算上の問題だけ
ではございません。このことは労働政
策の上にとつて非常に重大なる措置と
いなければならぬのでありまして、
現在世界の各国の例を見ましても、公
企業体に対する諸制度がございます
が、この多くの実例の中にも、給与総
額内において流用することを一々大蔵
大臣の承認を受けるといったよりなこ
とを規定している国は、どこにもござ
いません。このことはどういふことを
意味するかといへば、口に民主主義を
唱へ、新しい労働政策を言いますけれ
ども、その本質は、かつて明治憲法の
もとにおける労働者に権力と金力で奴
隸的な労働をしいてきていたところ
の思想を再現しておるのにほかならな
いのであります。(拍手)

今回の政府の予算総則変更は、ただ単にそういう問題だけではございません。当面の問題を合理的に解決する上に重大な障害となってくることを指摘しなければなりません。すなわち、その結果は、公社に対する責任者の権限を拘束するということはもちろんでありますけれども、そのことは、公務法の最も重要な内容をしておりまする団体交渉、別の意味で申しまするならば、労使のよき慣行を作り上げていく基本条件に對しまして重大な制限を加えるだけではなくて、その精神をじゅうりんする結果を招来するところに、われわれはいかにこの考え方が無謀であるかを指摘しなければならぬのであります。

さらに、この機会に一言しておきたいと思ひますことは、公労法の第一条に掲げておられますことを、もう一度この機会に申し述べてみたいと思ひのであります。すなわち、「公共企業体及び国の経営する企業の職員の労働条件に關する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るために団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体及び国の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。」こゝ明らかにしておるのであります。これは、今さら説明をするまでもなく、公労法のあるべき姿を、端的に、しかも正確に表明してゐるところであります。こゝいう点から判断いたしましたして、如上の措置といふものは、公労法の精神を全く無視するか、もしくは、これを故意に否定して、かゝつての勞使關係を意圖するといふふうにとられましたても、返す言葉はないと思ひのであります。この勞使間の最も重要な勞使間の自主的な団交といふ一つの方法に對しまして重大な障害を与へましたのみではなくて、このことは今後の公労法運営の上に私は非常な困難を生ずると思ひのであります。

今回問題になりました公企業体関係における労使関係の紛糾というものは、国民のすべてが憂慮されたところでありまして、その公企業体の労使関係の紛争というものが直ちに企業それ自身に重大な影響を及ぼすことは申すまでもありませんが、それが直接に間接に国民の生活、国民経済全体に重大な影響をもたらすものであるだけに、この企業体における労使関係というものが平和的にかつ有好義に処理されな

ければならぬことは、今さらちようちようするまでもありません。こういうような関係が処理されてこそ、初めて公企業体における労使関係の将来というものに期待が持てるのであります。

て、もう一つわれわれの追加して申し上げなければなりませんことは、政府みずからが経営の責任に、あるいは監督の地位にある事業体において、このような措置が一方的にとられ、その経営責任者である公社側でなく、その監督の地位にある政府がこういう関係の中に介入し、干渉するような措置をとるということになりますれば、申すまでもなく、この政府、この内閣、これを支持する手党の労働政策が那边にあるかをうかがい知ることができなくなるのであります。すなわち、民主主義の基本的な条件というものは、労働者の人格を保障いたし、またその組織的な團結の前にその地位が保障されるということは、民主主義の基本的な原理を貫くものであります。この原理を踏みにじる行為がここに如実に現われておる点を指摘しなければならぬのであります。(拍手)

私どもは、こういう理由からいたしまして、今回とりました仲裁裁定を処理するといふ予算補正のやり方には、かかる重大なあやまちを犯しておるということをおげたいのであります。

第三にあげたいと思ふするのは、この仲裁裁定の実施をめぐる予算措置の中で政府のとりました今回の措置といふものは、私は、労働行政に対する行き詰まりと無方針さを暴露したものであるといわなければならぬので

であります。御案内のように、仲裁裁定は、公労法の中で申しますならば最後の段階でございまして、何回も公労法に対する改正、修正が行われようと、また行われたのであります。が、その際に論議の中心をなしておりますのは、それが公企業体でありましよう、と、私企業でありましよう、と、労働者の民主主義社会における地位といふものは、それが団結権と団体交渉権と団体行動権の中にその基本権が維持されるということは、ひとり憲法の宣言に待つまでもないものであります。それを、公企業体であるからということによって罷業権に制約を加えましたことは、一万において仲裁裁定並びに調停、あつせんの段階を高く買つておるからであります。さらに、団体交渉におきましては、民間のそれとは異なる合理的な運営を期待しておるところに公労法を貫く一つの方針があるのであります。このことを政府が十分理解いたしておりますならば、今回のごとき措置を私はとらなかつたのであらうと思ふのであります。団体交渉は労使の対等の立場において行われることは申すまでもありません。そこに、政治権力を持ち、予算権を持ち、あらゆる権力というものが、この対等な立場における労使の団体交渉に對しまして干渉がましい圧力を加えるということになりますと、この基本的な精神が破壊されることは申すまでもありません。今回の措置は、婉曲にその干渉を加える第一歩を踏み出したものであると申さなければならぬのであります。

こういう意味におきまして、この政府の持つ労働行政というものが、権力者によって労働者を屈従せしめ、労働者

の屈從の中に産業平和を維持しようとする封建的な野心が現われておるといふことを指摘しなければならぬのであります。(拍手) こういうことでありますしては、口に民主主義を唱えましても、民主主義の基本的な条件をなしくずしに破壊してこうとすることの事實こそは、おそるべき傾向であると注意をいたさなければならぬのであります。この点がこの補正予算の中に現われておる隠された一つの最も大きな流れであることを指摘して、われわれの第三の反対の理由にあげたいのであります。

最後に一言いたしたいと思ひますことは、今回の仲裁裁定につきましましては、二大政党を指向するようになりまして初めてといつてもいいくらいに、両党の会談を持つてかかる問題の処置をいたしたということは、よき前例を残したものと一般に歓迎されておるところであります。このことは、すでにもう明らかにしております。ことに、鈴木・岸会談は、仲裁裁定を誠意をもつて実施することについては異論のないところでありますが、今回の結果は、以上申し上げたように、あらゆる欠点と、あらゆるごまかしのありますことは、遺憾ながら認めざるを得ないのであります。このことは、ひとり岸総裁の信義にかかわる問題だけではありません。政党政治は責任政治でありまして、その一党の総裁、委員長の間にかわされた約束の十分尊重されないようでありまして、今後の議会政治の運営はもちろん、民主主義政治というものが、信頼の基礎を失うといふおそるべき傾向のあることを指摘しなければならぬのであります。(拍手)

以上の点から判断いたしました。今回の政府の出された補正予算案二案は、まことに不合理に満ちた、その目的を誤るものはなだしきものとして、われわれはこれに反対をいたさざるを得ないことをここに残念に思ふ次第でございます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 小坂善太郎君。
〔小坂善太郎君登壇〕

○小坂善太郎君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となつてゐる政府提出予算案に対して、委員長報告の通り賛成をいたすものであります。(拍手)

本予算案の内容とする三公社、一現業に対する公共企業体等労働委員会の裁定につきまして、私は、その解釈をめぐつて意見の対立したものに就いて、その争点を明らかにし、かつ、われわれの主張を明確にいたしておきたいと思ふのであります。

まず、この裁定の内容についてであります。主文第一項におきまして、昭和三十一年度基準内予算単価について千二百円を増額した金額の範囲内で基準内賃金を決定すべきことを指示しておるのであります。しかしながら、問題は、三公社、一現業において、現実すでに相当額の給与が支払われてゐるということであり、裁定は、この点につきまして理由書第二項において触れておるのであります。すなわち、国鉄を例にとりまして、六百円の第一項確定分がありまして、さらに昭和三十一年十月において予算単価を五百二十円上回つておるのであります。そこで、基準内予算単価について千二百円を増額せしむるとの裁定主文に従ひますれば、八十円の増給をもつ

て裁定は完全に実施されたということになるのであります。公共企業体等労働委員会におきましては、政府のこの点に対する質問に答えて、その通りである、その通りであるが、さらに現実に相当額の給与増が望ましいという旨を、仲裁者の立場から希望をいたしておるのであります。なおまた、裁定理由書第三項におきまして、予算単価と実行単価との相違は本来大きく開くべきものでないから、将来において両者の相違が合理的に縮小されるよう、制度上、実行上、関係当局において留意されたい旨を勧告いたしておるのであります。

問題は、すでに申し上げました通りに、仲裁裁定の内容が何であるかという点と、予算単価と実行単価との格差の縮小を将来に求めているという勧告の解釈であります。わが党といたしましては、仲裁者たる藤林委員長の意見を予算委員会において聴取いたしましたのであります。その意見は次の通りでございます。

第一、裁定は主文をもつて構成されるものであり、これは予算単価に千二百円を増額すればよろしいということになるが、この解釈はその通りでよいからという点につきまして、その通りと解釈されておるのであります。従ひまして、本裁定の法律的な解釈からいいたすれば、裁定は完全に実施されてゐるということが明らかになつておるのであります。(拍手)

第二、裁定の理由書の解釈についてたゞしましたところ、調停者としての立場から、わが国の労働問題を横ににらむ必要があつて、主文のみの解釈をいたします場合、例を国鉄にとれば、

実質はほとんど給与の引き上げにならない点を考慮して、労働問題解決のために相当程度の実質的給与改善措置をとるよう勧告しておるということでありました。

第三、裁定実施のための予算措置並びに定員との関係については、政府において予算を編成し、国会において審議せらるべきものであると私も考へるがどうかという質問に對しまして、予算措置は政府のなすべきことであり、今回の措置については相当誠意をもつて措置したものと考へる旨を答えておられるのであります。(拍手)

第四、格差を将来になくするようという点については、できるだけ早い機会にというふうに常識的に解すべきであるがどうかという点に對しまして、将来とは常識的な意味における将来を言つてゐるのであつて、政府が格差をなくするよう措置をできるだけ早くとするということについて否定するものではなく、今回のように大幅の給与改善措置を行う際に、右格差縮小措置をあわせ行ふことは妥当な措置と考へられ、今回政府のこの措置に對しては仲裁委員会としてはとやかく言うよりな考へはないということでありました。(拍手)

これを要しますに、法律的には裁定は完全に実施されてゐると解せられるのであります。(拍手)ただ、問題解決のための仲裁者の立場としての公共企業体等労働委員会の希望ないし勧告については、万全とは言へぬまでも、満足すべき程度に政府は誠意をもつて実行をしてゐると解すべき意見の開陳があつた次第であります。(拍手)

しかしながら、一部には、将来というこの文字を四角四面にとりまして、五百二十円のいわゆる格差分、世にいうやみ給与を千二百円の外ワケに掛けとの議論もあるものであります。先刻登壇の井堀君もこの点を強調しておられた次第であります。かかる措置をとるべきものとしたしすれば、裁定書の主文第一項は、千二百円に右の格差分を加えた金額を増額すべしと書くべきでありまして、そう書いていないのであります。主文第一項に従えば、先ほど申し上げた通り、予算単価に千二百円を増額すべしと書いてあるものでありますから、この点は明らかに議論にならぬと思ふのであります。かつ、また、理由書第一項を讀んでみますると、そこに一般公務員並びに民間賃金との比較が述べられておるのであります。が、その中におきまして、公務員については、今回の給与改善後の予算単価が、昭和二十九年一月の人事院勧告に基く予算単価に比べて二・五・五と、その単価は二・三・五となり、上昇率においてやや低めになるし、民間賃金について見れば、毎月勤労統計における同期間の上昇率二・二・五との間に均衡を得ていると記載されてゐるこの事実は無意味となり、かつ、理由なき記載となるのでありますから、われわれは、かかる身勝手な議論に承服するわけにはいかないものであります。(拍手)

さらに、他の造幣、印刷、アルコール専売並びに国有林野の各事業会計につきましても、政府は、三公社、一現業の場合と同様に、仲裁裁定を誠意をもって実施する方針のもとに、所要の財源措置を慎重に検討いたしました結果、移流用等の措置によつて実施可能となつた旨の通知をしてきてゐるのであります。従つて、今回の裁定は、三公社、五現業の全部を通じて、法律上には完全に実施をされ、勧告に關しても誠意をもつて実行されたものと言ふことができるのであります。(拍手)

最後に、この際特に強調いたしたいのは、かくのごとき不分明なる、不明瞭なる仲裁裁定のよつてきたるゆゑんは、公社の経理並びに給与の実態が不明瞭なる点に由来したものでありますから、今回の予算総則の変更は時宜に適したものであると思ふが、さらに、これを機会に、政府並びに国会といたしまして、与野党を通じて、公社制度そのものについての検討を行ふ必要があるという点であります。(拍手)野党の諸君におかれても、この点は、どうぞ、虚心たんかい、国会議員としての立場から、給与問題を離れて、公社制度そのものの検討に御協力を願ひたいと考へるのであります。(拍手)

なお、今回の措置によりまして、予算単価と実行単価との格差は将来になお残るのでありますから、できる限り、勤労者の生活向上擁護の立場に立ちつつ、これを合理的に調整するよう、政府に強く要望いたしたいと思ふのであります。

以上の理由によりまして、私は、自由民主党を代表いたしまして、本補正予算案に賛成し、討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

両件を一括して採決いたします。両件の委員長の報告はいずれも可決であります。両件を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第一 駐車場法案(内閣提出)
日程第二 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、駐車場法案、日程第二、建築基準法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事荻野豊平君。

駐車場法案

駐車場法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第一
第二章 駐車場整備地区(第三条)	第二
第三章 路上駐車場(第四条・第九条)	第三
第四章 路外駐車場(第十条・第十九条)	第四
第五章 大規模の建築物における駐車施設の附置(第二十条)	第五
第六章 罰則(第二十一条・第二十四条)	第六
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に關し必要な事項を定めることに	

より、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を隔つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

三 道路 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

四 自動車 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第二条第五項の自動車のうち、自動二輪車及び軽自動車以外のものをいう。

五 駐車 道路交通取締法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める駐車をいう。

第二章 駐車場整備地区(駐車場整備地区)

第三条 建設大臣は、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八条第一項の商業地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区について、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五

十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長。以下同じ。)の申出に基き、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出をしようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国家公安委員会の意見をきかなければならない。

第三章 路上駐車場(路上駐車場設置計画)

第四条 前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県知事は、その駐車場整備地区につき、政令で定める基準に従ひ、その地区内にあ

る路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に應ずるために必要な路上駐車場の配置及び規模に關する計画(駐車料金の徴収に關する計画を含む。以下「路上駐車場設置計画」という。)を定め、建設大臣の承認を受けなければなら

ない。この場合においては、建設大臣は、承認をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により路上駐車場設置計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者(道路法第十

八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、その旨を都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、路上駐車場設置計画を変更しようとする場合及びその変更について建設大臣の承認があつた場合について準用する。

(路上駐車場の設置及び廃止)

第五条 前条第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、道路管理者である地方公共団体(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その市)以下同じ)は、その路上駐車場設置計画に基いて路上駐車場を設置するものとする。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 道路管理者である地方公共団体は、駐車場整備地区内の路外駐車場が整備されるに應じて、逐次路上駐車場を廃止するものとする。

この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道

府県公安委員会の意見をきかなければならない。

(路上駐車場の駐車料金及び割増金)

第六条 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、前条第一項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 道路交通取締法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合

二 深夜その他の自動車交通の少い時間であつて政令で定める時間内において駐車する場合

2 前項の駐車料金の額は、駐車一時間につき五十円をこえない範囲内で政令で定める額をこえてはならない。

3 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免れた者から、その免れた額の二倍に相当する割増金として徴収することができる。

4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

(駐車料金等の使途)

第七条 道路管理者である地方公共団体は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上

駐車場の管理に要する費用に充て
るほか、駐車場整備地区内の地方
公共団体の設置する路外駐車場の
整備に要する費用に充てるように
努めなければならない。

(路上駐車場の表示)

第八条 道路管理者は、路上駐車場の
位置を表示するため、道路法第四
十五条の規定による道路標識及び
区画線を設置しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、道
路管理者である地方公共団体は、
建設省令で定めるところにより、駐
車料金その他路上駐車場の利用に
ついて必要な事項を表示するため、
標識を設置しなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に定めるもののほ
か、路上駐車場の設置その他路上
駐車場の関し必要な事項は、政令
で定める。

第四章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外停車場
の整備)

第十条 建設大臣は、第三条の規定
により駐車場整備地区を指定した
場合においては、その地区内の長
時間の自動車の駐車需要に應ずる
ために必要な路外駐車場の配置及
び規模を都市計画として決定しな
ければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計
画に基いて、路外駐車場の整備に
努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場は、自動車の駐
車の用に供する部分の面積が五百
平方メートル以上であるものの構
造及び設備は、建築基準法その他
の法令の規定の適用がある場合に

おいてはそれらの法令の規定によ
るほか、政令で定める技術的基準
によらなければならない。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第二条の都市
計画区域内において、前条の路外
駐車場をその利用について駐車料
金を徴収するものを設置する者
(以下「駐車場管理者」という。)は、
あらかじめ、運輸省令・建設省令
で定めるところにより、路外駐車
場の位置、規模、構造、設備その
他必要な事項を都道府県知事に届
け出なければならない。届け出て
ある事項を変更しようとするとき
も、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 駐車場管理者は、路外駐
車場の供用を開始しようとするこ
ときは、あらかじめ、その業務の運
営の基本となるべき管理規程を定
め、都道府県知事に届け出なけれ
ばならない。

2 前項の管理規程には、運輸省
令・建設省令で定めるところによ
り、次の各号に掲げる事項を定め
なければならない。

一 路外駐車場の名称

二 駐車場管理者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称及び
主たる事務所の所在地並びに代
表者の氏名及び住所)

三 路外駐車場の供用時間に関す
る事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路
外駐車場の供用契約に関する事
項

六 前各号に掲げるもののほか、
運輸省令・建設省令で定める事
項

3 前項第四号の駐車料金の額の基
準は、政令で定める。

4 駐車場管理者は、管理規程に定
めた事項を変更しようとするとき
は、あらかじめ、都道府県知事に
届け出なければならない。

(休止等の届出)

第十四条 駐車場管理者は、路外駐
車場の全部又は一部の供用を休止
し、又は廃止しようとするとき
は、あらかじめ、都道府県知事に
届け出なければならない。現に休
止している路外駐車場の全部又は
一部の供用を再開しようとするこ
とも、また同様とする。

(駐車場管理者の責務)

第十五条 駐車場管理者は、管理規
程に定めた路外駐車場の供用時間
内においては、正当な理由のない
限り、その路外駐車場の供用を拒
んではならない。

2 駐車場管理者は、管理規程に従
つて路外駐車場に関する業務を運
営するとともに、建築基準法第八
条の規定によるほか、その路外駐
車場の構造及び設備を第十一条の
規定に基く政令で定める技術的基
準に適合するように維持しなけれ
ばならない。

第十六条 駐車場管理者は、その路
外駐車場に駐車する自動車の保管
に關し、善良な管理者の注意を怠
らなかつたことを証明する場合を
除いては、その自動車の滅失又は
損傷について損害賠償の責任を免
れることができない。

(道路の地下等の占用)

第十七条 都市計画として決定され
た路外駐車場の用に供するため、

道路の地下又は都市公園法(昭和
三十一年法律第七十九号)第二条
第一項の都市公園の地下の占用の
許可の申請があつた場合において
は、当該占用がそれぞれ道路法第
三十三条又は都市公園法第七条の
規定に基く政令で定める技術的基
準に適合する限り、道路管理者又
は都市公園法第五条第一項の公園
管理者は、それぞれこれらの法律
による占用の許可を与えるものと
する。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事は、この法
律を施行するため必要な限度にお
いて、駐車場管理者から報告若し
くは資料の提出を求め、又は部下
の職員をして路外駐車場若しくは
その業務に關係のある場所に立ち
入り、路外駐車場の施設若しくは
業務に關し検査をさせることがで
きる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人の請求があつた
ときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと
解釈してはならない。

(是正命令)

第十九条 都道府県知事は、路外駐
車場の構造及び設備が第十一条の
規定に基く政令で定める技術的基
準に適合せず、又は路外駐車場の
業務の運営がこの法律若しくはこ
れに基く命令の規定に違反してい
ると認めるときは、駐車場管理者
に対し、その是正のために必要な

措置をとるべきことを命ずること
ができる。この場合において、都
道府県知事は、路外駐車場の構造
及び設備が当該路外駐車場の利用
上著しく危険であると認めるとき
は、当該是正のための措置がとら
れるまでの間、当該路外駐車場の
供用を停止すべきことを命ずるこ
とができる。

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる命令をしようとするときは、
あらかじめ、駐車場管理者に対
し、弁明のため自己に有利な証拠
を提出する機会を与えなければな
らない。

第五章 大規模の建築物にお

ける駐車施設の附置
(大規模の建築物における駐車施
設の附置)

第二十条 地方公共団体は、停車場
整備地区内及びその周辺の条例で
定める区域内において、延べ面積
が三千平方メートル以上の建築物
の新築をし、又は延べ面積が三千
平方メートル以上の増築をしよう
とする者に対し、条例で、その建
築物又はその建築物の敷地内に自
動車の駐車のための施設を設けな
ければならない旨を定めることが
できる。

2 建築基準法第三条第三項の規定
は、前項の規定に基く条例の施行又
は適用の際現に新築又は増築の工
事中の建築物が当該条例の規定に
適合しない場合について準用する。

第六章 罰則

第二十一条 第十九条第一項の規定
による都道府県知事の命令に従わ

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 駐車場法案外一案

なかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十二條、第十三條第一項若しくは第四項又は第十四條の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について自動車料金を徴収する路外駐車場、自動車の駐車に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものを設置している者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二條及び第十三條の規定による届出をしなければならないものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでいるものとみなす。

3 建築基準法第三條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場(自動車の駐車に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。)又はこの法律の施行の際に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十一條の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。

(道路交通取締法の一部改正)
4 道路交通取締法の一部を次のように改正する。
第二十一條第二項に次のただし書を加える。
但し、駐車場法(昭和三十三年法律第一号)第二條第一号の路上駐車場について制限を行う必要があるときは、緊急を要する場合の外、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路管理者である地方公共団体の意見をきかなければならない。

(建設省設置法の一部改正)
5 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第五号の五の次に次の一号を加える。
五の六 駐車場法(昭和三十三年法律第一号)の施行に関する事務を管理すること。

(土地収用法の一部改正)
6 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第一号中「一般公共の用に供する駐車場」を「駐車場法(昭和三十三年法律第一号)による路外駐車場」に改める。
(道路法の一部改正)
7 道路法の一部を次のように改正する。
第四十五條の見出し中「道路標識」を「道路標識等」に改め、同條第一項中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同條第二項中「道路標識」の下に「及び区画線」を加える。
〔報告書は會議録追録に掲載〕
建築基準法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。
昭和三十三年四月十七日
衆議院議長 松野 鶴平
衆議院議員 谷本 秀次郎

建築基準法の一部を改正する法律案
建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第四十四條第一項ただし書中「又は公衆便所、調査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの」を「若しくは公衆便所、調査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの又は公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上若しくは衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものに改める。
第四十四條に次の一項を加える。

3 特定行政庁は、第一項但書の規定による許可をする場合において、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
第五十五條第三項第一号を次のように改める。
一 商業地域内で、且つ、準防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの又は商業地域外で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの
第五十五條に次の二項を加える。
4 建築物の敷地が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部がそれぞれ第六十一條、第六十三條及び第六十四條又は第六十二條から第六十四條までの規定に適合するものであるときは、当該建築物がそれぞれ防火地域内又は準防火地域内にあるものとみなして、前三項の規定を適用する。
5 建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が、第六十一條、第六十三條及び第六十四條の規定に適合するものであるときは、防火地域内にあるものとみなし、その他のときは準防火地域内にあるものとみなし、それぞれ第一項から第三項までの規定を適用する。
第八十五條第四項中「博覧会建築物」の下に「仮設店舗」を加え、同條第五項中「六月以内の期間」の下に「(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設

建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を加える。
第八十六條の見出しを「(総合的設計による一団地の建築物の取扱い)」に改め、同條中「一街区内」を「一団地内」に、「総合的設計」を「総合的設計」に改め、同條に次の二項を加える。
2 一団地の住宅経営に関する都市計画を決定する場合においては、空地地区については、別表第三(一)欄に掲げる空地地区の種類に応じ、同表に掲げる延面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合及び外壁又はこれに代る柱の面から敷地境界線までの距離と異なるこれらの割合及び距離の基準を定めることができる。
3 前項の都市計画に基き建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、且つ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該空地地区内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十六條第三項及び第四項の規定は、適用しない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔報告書は會議録追録に掲載〕
○萩野豊平君登壇
「萩野豊平君 たいだいま議題になりました駐車場法案及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。」

まず、駐車場法案について申し上げ

ます。最近のわが国における大都市、特にその中心部は、自動車が集積することによりまして、道路交通が著しく混雑して参つたのであります。が、本法案は、このような現状に対処するため、駐車場の整備に關し総合的な施策を講ずることにより、道路交通の円滑化をはかり、都市の機能の維持及び増進に寄与する目的をもつて提出されたものであります。

その要旨を簡単に御説明いたします。第一は、建設大臣が、商業地域内において自動車交通が混雑する地区について、駐車場整備地区を指定することができるものとしたことです。第二に、都道府県知事は、駐車場整備地区について路上駐車場設置計画を定め、道路管理者である地方公共団体はこの計画に基づいて路上駐車場を設置し、その利用者から駐車料金を徴収することができるものとしたことです。第三に、建設大臣は、駐車場整備地区内の路上駐車場の配置及び規模を都市計画として決定し、地方公共団体はこれに従つて路上駐車場の整備に努力しなければならぬものとしたことです。また、一定規模以上の有料の路上駐車場を設置する者は、都道府県知事にその設置及び管理に關する事項について届出を行ふものとし、その駐車場の施設の維持保全または業務の運営に關し都道府県知事の監督を受けるものとしたことです。第四に、地方公共団体は、駐車場整備地区及びその周辺において、一定規模以上の大建築物が建築されるに際し、その建築物に駐車のための施設の付設を義務づける条例を制定すること

ができるようにしたこと等でありま

す。本法案は去る四月十一日本委員会に付託されたものであります。が、質疑の内容は速記録に譲ることといたします。

かくて、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、昭和二十五年に制定された建築基準法に基づきまして、最近における建築事情並びに法執行の経験より見まして、次の諸点について改正をしようとするものであります。

その第一点は、従来、建築物を道路内に建築することは禁止され、地下室、公衆便所あるいは交番というよう

な公益上必要なものに限り、ただし書きとして認められていたものであります。が、今回、公共用歩道及び道路の上空に設けられる通路のごときのもので、特定行政庁が安全、防火、衛生上支障がないものとして許可したものに

ついては道路内における建築を認めることとして、通行上の利便及び安全の確保と、あわせて道路上の交通の緩和をはかることとしたこととあります。

その第二点は、商業地域内、かつ準防火地域に指定されているところに耐火建築物を建築する場合に、建築率の制限を緩和すること、及び、木造建築物を耐火構造に改築する際に設けられる仮設店舗の類を、建築基準法にいう仮設建築物と認めて、道路内に建築することの制限、防火構造に關する制限等の対象から除外して、従来都市改

造の隘路となつておりました工事期間中の一時営業の問題の解決を容易ならしめること等の措置により、都市不燃化の促進をはかることといたしてあります。

第三に、最近住宅公団等が集团的に住宅を建設することが多くなつてきたのであります。特に空地地区内において中高層アパートを集团的に建設する場合、現行の空地地区内における制限規定は適切を欠いておるのみならず、むしろこれを阻害している場合が少なくない実情にあるのであります。この点にかんがみまして、特にこれらの集團住宅建設が都市計画として決定された一団地の住宅経営として、一定の基準に基づいて行われる場合に限り、空地地区の制限規定を適用しないことができるようにした点であります。

本法案は、参議院先議でありますので、去る三月二十六日予備審査のため本委員会に予備付託され、四月十七日に本付託となつたものであります。が、審査の過程におきまして、道路内における建築許可については、その運用に當つてこれが乱用されるようなことのないようにとの意見がありました。ほか、審議の詳細につきましては速記録を御参照願ひたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 兩案を一括して採決いたします。兩案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、兩案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律案(藤本捨助君外三十九名提出)

労働福祉事業団法案(内閣提出) ○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第三とともに、内閣提出、労働福祉事業団法案を追加して、兩案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第三、環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律案、労働福祉事業団法案、右兩案を一括して議題いたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事野澤清人君。

環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律案

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 環境衛生同業組合
第一節 通則(第三条―第七
条)
第二節 事業及び適正化規程(第八條―第十四條)
第三節 組合員(第十五條―第二十一條)

第四節 設立(第二十二條―第二十七條)
第五節 管理(第二十八條―第四十九條)
第六節 解散及び清算(第五十條―第五十二條)
第三章 環境衛生同業組合連合会(第五十三條―第五十六條)
第四章 料金等の規制措置(第五十七條)
第五章 環境衛生適正化審議会(第五十八條―第五十九條)
第六章 雑則(第六十條―第六十五條)
第七章 罰則(第六十六條―第七十條)
附則
第一章 總則

(目的) 第一条 この法律は、公衆衛生の見地から國民の日常生活にきわめて深い關係のある環境衛生関係の営業について、衛生措置の基準を遵守させ、及び衛生施設の改善向上を図るため、これらの営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制その他経営の安定をもたらすための措置を講ずることができるようにし、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(適用営業及び営業者の定義) 第二条 この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。

- 一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業
- 二 理容業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の規定により届出をして理容所を開設することをいう。)
- 三 美容業(美容師法(昭和三十三年法律第 号)の規定により届出をして美容所を開設することをいう。)
- 四 興行場法(昭和二十三年法律第二百三十七号)に規定する興行場営業のうち映画、演劇又は演芸に係るもの
- 五 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)に規定する旅館業
- 六 公衆浴場法(昭和二十三年法律第二百三十九号)に規定する浴場業
- 七 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)に規定するクリーニング業
- 2 この法律で「営業者」とは、前項各号に掲げる営業を営む者をいう。
- 第二章 環境衛生同業組合
- 第一節 通則
- (環境衛生同業組合)
- 第三条 営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種ごとに、環境衛生同業組合(以下「組合」という。)を組織することができる。
- (法人格及び住所)
- 第四条 組合は、法人とする。
- 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- (原則)
- 第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。
- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。
- (地区)
- 第六条 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。
- (登記)
- 第七条 組合は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の終了等の各場合に、登記をしなければならない。
- 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。
- 第二節 事業及び適正化規程
- (事業)
- 第八条 組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限
- 二 政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限
- 三 政令で定める業種につき、第一号に規定する事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定
- 四 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- 五 食品等の規格又は基準に関する検査
- 六 組合員の営業に関する共同施設
- 七 組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあつ旋(あつ旋に代えてする資金の借入及びその借入れれた資金の組合員に対する貸付を含む。)
- 八 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- 九 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、組合員の共済に関する事業を行うことができる。
- (適正化規程の設定及び認可)
- 第九条 組合は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事業を行おうとするときは、適正化規程(制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ。)を定めて厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該適正化規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。
- 一 前条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえているものであること。
- 二 不当に特定の組合員を差別的に取り扱うものであること。
- 三 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。
- (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
- 第十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、適正化規程及び適正化規程に基いて行ふ組合員の行為には、適用しない。ただし、第十三条第四項の規定による公示があつた後一箇月を経過した場合(同条第三項の規定による請求に応じ、第十一条第一項の規定による処分があつた場合を除く。)には、この限りでない。
- 2 第十三条第三項の規定による請求が適正化規程の定の一部について行われたときは、その適正化規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に関しては、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定の適用があるものとする。
- (適正化規程の変更命令及び認可の取消)
- 第十一条 厚生大臣は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを変更すべきことを命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。
- 2 厚生大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、第九条第一項の認可を取り消さなければならない。
- (適正化規程の廃止)
- 第十二条 組合は、適正化規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
- (公正取引委員会との関係)
- 第十三条 厚生大臣は、第九条第一項の認可又は第十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。
- 2 厚生大臣は、第十一条第一項若しくは第二項の規定による認可の取消をしたとき、又は前条の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。
- 3 公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、厚生大臣に対し、第十一条第一項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。
- 4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。
- (適正化規程の設定等に関する決議)
- 第十四条 適正化規程の設定は、総会又は創立総会の、適正化規程の変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

第三節 組合員

(資格)

第十五条 組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において当該業種に属する営業を営む者で定款で定めるものとする。

(加入の自由)

第十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

(議決権及び選挙権)

第十七条 組合員は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第十八条 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができる。

(使用料及び手数料)

第十九条 組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(過怠金)

第二十条 組合は、定款の定めるところにより、当該適正化規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(法定脱退)

第二十一条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 適正化規程に違反し、その他組合の目的遂行に反する行為をした組合員

二 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

(発起人)

第二十二条 組合を設立するには、その組合員にならうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。

2 組合は、その組合員の総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができる。

(創立総会)

第二十三条 発起人は、定款を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十七条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三條、株主總會の延期又は続行の決議、第二百四十四條（株主總會の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二条及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商

法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三條第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

一 第五條各号の要件を備えていること。

二 第二十二條第二項に規定する設立要件を備えていること。

三 設立の手續及び定款の内容が法令に違反していないこと。

(理事への事務引継)

第二十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第二十六条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十七条 組合の設立については、商法第四百二十八條（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第二十八条 組合の定款には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 総会又は総代会に関する規定

八 役員の数及び選挙又は選任に関する規定

九 業務の執行及び会計に関する規定

十 事業年度

十一 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

3 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十四條第二項の規定を準用する。

(役員)

第二十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定数の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならぬ。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならぬ。

6 役員の選挙は、無記名投票によつて行ふ。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定数の定めるところにより、組合員が総会において選任することができる。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任することができる。

(役員の任期)

第三十条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当時の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)
第三十一条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 組合は、定数の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職の禁止)
第三十二条 監事は、当該組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)
第三十三条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約等)の規定を適用しない。

(理事の責任)
第三十四条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。

3 商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)
第三十五条 理事は、定款、適正化規程並びに総会及び理事会の議事

録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)
第三十六条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)
第三十七条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(役員の解任)
第三十八条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第四十一条第二項及び第四十二条の規定は、前項の場合に準用する。

(商法等の準用)
第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二三十八條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第

二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十四條並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の規定を、理事会については、同法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第三十六条第二項」と読み替へるものとする。

(通常総会の招集)
第四十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時総会の招集)
第四十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に

二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十四條並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の規定を、理事会については、同法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第三十六条第二項」と読み替へるものとする。

臨時總會を招集すべきことを決しなければならぬ。

(組合員による總會招集)

第四十二條 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が總會招集の手続をしないときは、厚生大臣の承認を得て總會を招集することができる。理事の職務を行つていない場合において、組合員が組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(總會招集の手続)

第四十三條 總會の招集は、会日の一週間前までに、會議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第四十四條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてなければならない。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(總會の議決事項)

第四十五條 次の事項は、總會の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 三 経費の賦課及び徴収の方法
- 四 その他定款で定める事項

(總會の議事)

第四十六條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 總會においては、第四十三條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができ、ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第四十七條 次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 適正化規程の設定、変更又は廃止
- 三 解散
- 四 組合員の除名

(商法の準用)

第四十八條 總會については、商法第二百三十一條(株主總會の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(株主總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主總會の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十三條」と読み替へるものとする。

(總代会)
第四十九條 組合員の総数が五百人を超える組合は、定款の定めるところにより、總會に代るべき總代会を設けることができる。

2 總代会は、組合員でなければならない。

3 總代会の定数は、その選挙又は選任の時に占める組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

4 總代会の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 總代会には、第二十九條第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6 總代会については、總會に関する規定を準用する。この場合において、第十七條第二項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 總代会においては、前項の規定にかかわらず、總代の選挙若しくは選任(補欠の總代の選挙及び選任を除く)をし、又は解散について議決することができない。

第六節 解散及び清算

(解散の事由)
第五十條 組合は、次の事由によつて解散する。

- 一 總會の決議
 - 二 破産
 - 三 定款で定める存立時期の満了
- 又は解散の事由の発生

四 第六十二條の規定による解散の命令

2 前項第一号の總會の決議は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)
第五十一條 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第五十二條 組合の解散及び清算については、商法第六十六條(清算中の会社の存続)、第二百二十四條(清算人の職務権限)、第二百二十五條(弁済期に至らない債務の弁済)、第二百二十九條第二項及び第三項(清算人の会社代表)、第二百三十一條(残余財産の分配)、第四百一十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四條まで(清算人の決定、清算人の職務)、第四百二十六條(清算人の解任)及び第四百二十七條(清算事務の終了)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三(法人の監督)の規定を、組合の清算人について、第三十一條から第三十七條まで、第四十一條第二項及び第四十二條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)の命令

(係)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百八十四條中、前条第一項」と、同法第二百八十八條第一項と、同法第二百八十九條第一項とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十二條ニ於テ準用スル同法第三十六條第二項」と、商法第四百一十七條第二項中「前項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十一條」と、商法第四百二十六條第五項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第三章 環境衛生同業組合連合会

(環境衛生同業組合連合会)
第五十三條 同一の業種に係る組合は、環境衛生同業組合連合会(以下「連合会」といふ)を組織することができる。

2 連合会は、同一の業種について、全国を通じて一箇とする。

3 連合会が成立したときは、当該業種に係る組合は、すべてその会員となる、連合会が成立した後に於いて成立した当該業種に係る組合についても同様である。

4 連合会の会員たる組合は、当該組合の解散によつて連合会から脱退する。

(事業)

第五十四条 連合会は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

一 適正化基準(適正化規程の基準となるものをいう。以下同じ)の設定

二 会員に対する第八条第一項第三号に規定する基準の設定に関する指導

三 会員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

四 会員に対する第八条第一項第七号に掲げる資金のあつた(あつたに代えて)する資金の借入及びその借り入れた資金の会員に対する貸付を含む。

五 会員たる組合の組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設

六 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、会員(会員たる組合の組合員を含む)の共済に関する事業を行うことができる。

(適正化基準の認可)

第五十五条 連合会は、適正化基準の設定について、厚生大臣の認可

を受けなければならない。その変更についても同様である。

(準用)

第五十六条 第四条、第五条(第二号を除く)、第七条、第九条第二項、第十条から第十四条まで、第十七条から第二十條まで、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條(第一項第三号及び第六号を除く)、第二十九條から第四十六條まで、第四十七條(第四号を除く)、第四十八條及び第五十條から第五十二條までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第九条第二項中「前項」とあり、第十一條第一項中「同条第一項」とあり、第十一條第二項及び第十三條第一項中「第九條第一項」とあるのは「第五十五條」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「二十」と、第二十二條第一項中「二十人」とあるのは「五十」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と読み替へるものとする。

第四章 料金の規制措置

(料金の制限に関する命令)

第五十七条 第九条の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該当する事態が生じ、かつ、このよう

な事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなほだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参酌して、厚生省令をもつて、当該営業につ

て、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに對し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 当該営業業者で当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。

二 当該組合の自主的活動をもつてしては、組合員の営業の健全な経営を確保することができないこと。

第十三條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五章 環境衛生適正化審議会

(環境衛生適正化審議会)

第五十八條 この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、中央環境衛生適正化審議会を置く。

2 都道府県は、第六十四條第一項の政令で厚生大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、都道府県環境衛生適正化審議会を置くものとする。

3 厚生大臣は、第九條第一項若しくは第五十五條の認可に關する処分、第十一條第一項(第五十六條において準用する場合を含む)若しくは前條第一項の規定による命令、第十一條第一項若しくは第二項(これらを第五十六條において準用する場合を含む)の規定による認可の取消、第六十一條の規定による解任の勧告又は第六十二條の規定による解散の命令をしよう

とするときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が第六十四條第一項の委任に基き前項に掲げる処分をしようとする場合に準用する。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、それぞれ、中央環境衛生適正化審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会の答申を尊重しなければならない。

6 中央環境衛生適正化審議会は関係各行政機関に、都道府県環境衛生適正化審議会は関係各行政機関及び中央環境衛生適正化審議会に、この法律の施行に關する事項について建議することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

第五十九條 前條に定めるもののほか、環境衛生適正化審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十條 厚生大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合若しくは連合会から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

とするとときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

とするときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任の勧告)

第六十一條 組合又は連合会の役員が、法令の規定、法令の規定に基く処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合又は連合会に對し、その役員解任を勧告することができる。

(解散の命令)

第六十二條 組合又は連合会が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 第五各号(第五十六條において準用する場合を含む)に適合するものでなくなつたこと。

二 第二十二條第二項(第五十六條において準用する場合を含む)に規定する設立要件を欠くに至つたこと。

三 その業務が法令の規定、法令の規定に基く処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。

(利用若しくは消費者の意見の具申)

第六十三條 利用者又は消費者は、何時でも、適正化規程、適正化基準、第五十七條第一項の規定による命令その他この法律の施行に關する事項に關して、厚生大臣、都道府県知事又は環境衛生適正化審議会に對し、意見を述べることができる。

(権限の委任)

第六十四條 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定

めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2 前項の委任に基づき都道府県知事が第五十七条第一項の規定による命令をする場合においては、同項中「厚生省令」とあるのは、「規則」と読み替へるものとする。

(実施規定)

第六十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十六条 第五十七条第一項の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第九條第一項又は第五十五條の認可を受けないで適正化規程又は適正化基準を実施した組合又は連合会の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第六十八条 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十六條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

第七十條 次の場合には、組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第七條第一項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十六條の規定に違反したとき。

四 第二十一條第二項後段の規定又は第三十八條第四項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十三條第六項若しくは第四十八條（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四條、第三十九條若しくは第五十二條（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十條ノ三又は第五十二條（第五十六條において準用する場合を含む。）以下同じ。）において準用する同法第四百九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第二十九條第五項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第三十二條（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第三十五條又は第三十六條（これらを第五十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十七條（第五十二條において準用する場合を含む。）又は第三十九條（第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧を拒んだとき。

十 第三十九條（第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四條第二項又は第五十二條において準用する同法第四百九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第四十條（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五十二條において準用する商法第三百一十一條の規定に違反して組合又は連合会の財産を処分したとき。

十三 第五十二條において準用する商法第四百二十一条第一項の規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十二條において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十五 第五十二條において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第三十五號を次のように改める。

三十五 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第 号）の

第二十九條第一項の表中

「結核予防審議会」

厚生大臣の諮問に依りて、結核の予防及び結核患者の医療に關する重要事項を調査審議すること。

「中央環境衛生適正化審議会」

厚生大臣の諮問に依りて、環境衛生関係営業の適正化に關する事項その他同法の施行に關する重要事項を調査審議し、及び關係各行政機關に対し建議すること。

（登録税法の一部改正）

3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「消費生活協同組合連合会」の下に、「環境衛生同業組合連合会」を加える。

（法人税法の一部改正）

4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「企業組合を除く。」の下に、「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

規定に基づき、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適正化規程又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消し、その他同法の施行に關すること。

第九條第一項第十六號の次に次の一号を加える。

十六の二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

厚生大臣の諮問に依りて、結核の予防及び結核患者の医療に關する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、環境衛生関係営業の適正化に關する事項その他同法の施行に關する重要事項を調査審議し、及び關係各行政機關に対し建議すること。

（地方税法の一部改正）

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第五号中「企業組合を除く。」の下に、「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

6 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（昭和三十二年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 環境衛生関係営業の適正化に関する法律案外一案）

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 環境衛生関係營業の適正化に関する法律案外一案

第四十五條第一項中「塩業組合」を「環境衛生同業組合、塩業組合」に改める。

7 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「塩業組合(含ム)」の下に「環境衛生同業組合及環境衛生同業組合連合会」を加える。

第三條第三項中「中小企業等協同組合」の下に「環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を、「事業協同組合」の下に「又ハ環境衛生同業組合」を加え、同條第四項中「中小企業等協同組合」の下に「環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加える。

第七條第一項中「又ハ中小企業等協同組合(塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用する従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ)」を、「中小企業等協同組合(塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用する従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ)、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」に改める。

第二十八條第一項第六号中「其ノ構成員を環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会、此等ノ構成員に改める。

第二十九條第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に「環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加え、同項第四号中「又ハ其ノ構成員を」を「環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会又ハ此等ノ構成員」に改める。

8 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

第四條第二項及び第九條の三第二項中「調整組合連合会」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

9 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

10 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律百十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「中小企業等協同組合の施設及び」を「中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の施設並びに」に、「中小企業等協同組合の活動」を「中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の活動に改める。

第三條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 環境衛生同業組合の施設であつて、環境衛生関係營業の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第...)

第八條第一項第六号に掲げるものの設置に必要な資金第四條中「中小企業等協同組合」の下に「若しくは環境衛生同業組合」を加える。

第八條第二号中「又は第二号」を「から第一号まで」に改める。

本条施行に要する經費としては、平年度約千七百万円の見込である。

「報告書は會議録に掲載」

労働福祉事業団法案

労働福祉事業団法

第七章 罰則(第三十九條・第四十條)

附則 第一章 總則

(目的) 第一條 労働福祉事業団は、労働者災害補償保險の保險施設及び失業保險の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行ふことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格) 第二條 労働福祉事業団(以下「事業団」といふ)は、法人とする。

(事務所) 第三條 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金) 第四條 事業団の資本金は、附則第六條第一項の規定により政府が出資した額と、附則第十條第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、は、事業団に出資することができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記) 第五條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限) 第六條 事業団でない者は、労働福祉事業団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用) 第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不行爲能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員) 第八條 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

第九條 理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員)の任命

第十條 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任用する。

(役員)の任期

第十一條 役員は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員)の欠格事項

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- 二 政党の役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）
- 四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

(役員)の解任

第十三條 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前

条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないとき、その他役員たる役員を解任することができ

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反があるとき

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権)の制限

第十五條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人)の選任

第十六條 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第十七條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八條 役員及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第十九條 事業団は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十
- 二 三條第一項の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める施設の設置及び運営を行うこと。
- 二 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第二十七條の
- 二 第二項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる。

(業務方法書)

第二十條 事業団は、業務開始の際、労働大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第二十一條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十二條 事業団は、毎事業年度、労働大臣の指示する方針に従つて、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(決算)

第二十三條 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下本条中「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をりめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第二十六條 事業団は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(交付金)

第二十七條 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九條第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができ

(余裕金の運用)

第二十八條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債の取得
- 二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第二十九條 事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第三十條 事業団は、業務開始の際、次の事項について規程を定

め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

一 会計に関する事項
二 役員及び職員の手当及び退職手当に関する事項
(労働省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督

第三十二条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第三十四条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十五条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条中「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下本条中「公務員とみなされる者」という。)が引き続いて事業団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は労働福祉事業団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き事業団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続くとして在職し、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき)を包含し、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを包含し、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該事業団の役員又は職員としての在職年数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において読み替へられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用する)を含む、及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、事業団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十六条 事業団は、前条第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用する)及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

恩給については、当該事業団の役員又は職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において読み替へられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用する)を含む、及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、事業団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十六条 事業団は、前条第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用する)及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)
第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十二条第二項、第二十条第一項、第二十二條、第二十六條第一項、第二十九條又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項、第二十九條又は第三十一条の規定により労働省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八條第二号の規定による指定をしようとするとき。

二 第二十條第二項、第二十九條又は第三十一条の規定により労働省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八條第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)
第三十八條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則
第三十九條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第四十條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)
第二条 労働大臣は、第十条第一項の規定の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。
(事務の引継)
第五條 政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第二十

三条第一項の保険施設及び失業保険法第二十七條の二第一項の施設であつて、事業団がその成立の日において第十九條第一項第一号及び第二号の規定により行ふこととされている業務に相当するものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

(設立に際しての出資)

第六条 政府は、事業団の設立に際し、その際現に有する前条に規定する保険施設及び施設の用に供する不動産及びこれに附属する物品その他事業団がその業務を行うに必要と認められる財産を目的として、これらの財産の価額の合計額に相当する額を事業団に出資するものとする。

2 第四條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による政府の出資について準用する。

(最初の事業年度の事例)

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の業務については、第十九條第一項中「施設の設置及び運営」とあるのは、「施設の運営」と読み替へるものとする。

第九条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(地方公共団体の出資)

第十条 地方公共団体は、当分の

間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2 第四條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働者災害補償保険法の改正)

第十一条 労働者災害補償保険法の第一節を次のように改正する。

第二十三條に次の一項を加える。

政府は、前項の保険施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十九條第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

(失業保険法の改正)

第十二條 失業保険法の一部を次のように改正する。

第二十七條の二に次の一項を加える。

政府は、第一項の施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十九條第一項第二号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

(労働者災害補償保険特別会計法の改正)

第十三條 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保険施設費」の下に「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(失業保険特別会計法の改正)

第十四條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保険施設費」の下に「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(登録税法の改正)

第十五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「労働福祉事業団」を加え、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「労働福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「労働福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

二十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九條ノ業務ノ用に供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の改正)

第十六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ二 労働福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十七條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四ノ八 労働福祉事業団

(法人税法の改正)

第十八條 法人税法(昭和二十二年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「森林開発公社」の下に「労働福祉事業団」を加える。

(地方税法の改正)

第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「森林開発公社」の下に「労働福祉事業団」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

十 労働福祉事業団が労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十九條第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九條第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(行政管理局設置法の改正)

第二十條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「及び森林開発公社」を、「森林開発公社及び労働福祉事業団」に改める。

(建設省設置法の改正)

第二十一條 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十六号の二「日本道路公社」の下に「労働福祉事業団」を加える。

(労働者設置法の改正)

第二十二條 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)に基いて、労働福祉事業団に對し、認可、承認その他監督を行ふこと。

第五條の二に次の二項を加える。

3 大臣官房に労働福祉事業団監理官一人を置く。

4 労働福祉事業団監理官は、命を受けて、次條第一項第十一号の三に規定する事務を行ふ。

第六條第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 労働福祉事業団の業務の監督その他労働福祉事業団法の施行に關すること。

(北海道開発法の改正)

第二十三條 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号中「日本住宅公社」の下に「労働福祉事業団」を加える。

【報告書は会議録に掲載】

六七七

おける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案について申し上げます。

環境衛生関係の営業は、環境衛生の保持増進のためにはもとより、国民の日常生活にとりましても身近な関係にある重要な営業であります。これらの営業のほとんどすべてが中小企業の範疇にも属すべき性格のもので、その経済的基礎はまことに脆弱である上、競争も著しく多いだけに、ややもすれば過度の競争に陥り、かえって、衛生上、社会上まことに憂慮すべき問題を惹起いたしておるのでございます。これらの事態の改善につきましても、行政上の指導監督のみによることはきわめて困難と考えられますので、業界の自主的組織を通じ、職業自由の原則を貫きつつ、主として民主的、自衛的方法により、これら過度の競争を防止し、この種の営業を安定に導いて、サービスと環境衛生の向上をはからうとするのが、本法案提出の理由であります。

次に、その内容のおもなる点について申し上げます。第一に、この法律の対象営業は、飲食店、喫茶店、食肉販売及び氷雪販売の四つの食品衛生関係営業、理容業、美容業、映画、演劇、演芸の興行業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業とし、各業種ごとに、各都道府県単位に、総営業者の三分の二以上をもって社団的特殊法人たる組合を組織することができるのであります。組合への加入、脱退は営業者の自由意思によることとしたておるのであります。なお、これらの単

位組合は、それぞれ三分の二以上をもってその全国連合会を組織できるところとなつておるのであります。

第二に、組合は、営業施設の配置基準の設定とその協力の指導、衛生施設の改善向上、資金のあっせん、各種共同事業等を行ひ得るほか、特に過度の競争を防止するため適正化規程を定め、料金または販売価格の制限と営業方法の制限を行ひ得ることとし、この場合には連合会は適正化基準を設定することとしたております。しこうして、組合が適正化規程を定めるには厚生大臣の認可を必要とし、厚生大臣は、その認可を行ひまたは変更を命令するに当つては、公正取引委員会と協議しなければならぬこととしたておるのであります。

第三に、営業の健全なる経営が阻害される等、一定の事態が発生した場合に限り、厚生大臣はいわゆるアウトサイダーに対しても適正化規程に従うよう命令し得ることとなつております。

第四に、本法の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に利用者代表、学識経験者、業界代表等より成る中央環境衛生適正化審議会を設けることとしたておりますが、本法に規定する厚生大臣の権限の一部は都道府県知事に委任することになつておりますので、この場合には都道府県にも環境衛生適正化審議会を置くこととしたておるのであります。

第五に、適正化規程に違反した組合員に対して、組合は過怠金を課しまたは除名することができるといたしてあります。また、その反面において、組合員による役員のリコール制度が設けられており、また、厚生大臣の組合等

に対する監督規定並びに本法の違反者に対する罰金または過料の罰則が設けられておるのであります。

第二十四国会において本委員会に付託せられて以来、引き続き継続審査となつておりました。藤本捨助君外二十名提出の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案については、特に慎重を期するめ、三月二十五日、植村武一君を小委員長とする環境衛生関係営業に関する小委員会を設置し、数回にわたり本法案の取扱い並びに修正点等に関し熱心なる審議が行われたのであります。本月二十日、小委員長より小委員会における審査の結果について報告がございましたが、そのおもなる事項としては、提案者の一部から、本法案を一旦撤回した上、修正点を織り込んだ新法案を自由民主党及び日本社会党の共同提案として再提出する申し出のあったこと、並びに、厚生大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する場合の政令に關して、法案第九條、第十一條、第二十四條、第五十七條及び第六十一條の事項については、知事は処分前五市長の意見を聞かなければならないこと、及び、知事が五市長の意見と異なる処分をしようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならないことを規定するよう、政府に勧告することとておりました。

本委員会は、右小委員会の報告を了承して、直ちに同法案の撤回を許可し、同二十二日、あらためて自由民主党及び日本社会党の共同提案とした本法案が本委員会に付託せられて、二十三日、提案者亀山委員より提案理由の説明を聴取し、審議に入つたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これより採決に入ります。

○議長(金谷秀次君) 御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、労働福祉事業団法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、労働福祉事業団法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 日程第四、モーターボート競走法を廃止する法律案、日程第五、モーターボート競走法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます、運輸委員会理事 山崎吉君。

モーターボート競走法を廃止する法律案

モーターボート競走法を廃止する法律

モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 運輸大臣は、モーターボート競走法の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 運輸省に、モーターボート競走廃止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

4 審議会は、運輸大臣の諮問に応じて、モーターボート競走法の廃止に関する対策を調査審議する。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中第六号の次に次の一号を加える。

七 モーターボート競走法(昭

和二十六年法律第二百四十二号)の廃止を円滑に行うための措置に關すること。

モーターボート競走法廃止対策審議会

モーターボート競走法(昭和二十二年法律第二号)附則第二項の規定により運輸大臣の権限に属せられた事項を調査審議すること。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五百万円の見込である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律

モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「モーターボートの性能の向上等品質の改善、モーターボートに關する海外宣伝その他モーターボートの」を「モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの」に改める。

「第二章 施行者並びにモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会」を削る。

第二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することが出来る。

3 自治庁長官は、第一項の規定により指定された市町村が一年以上引き続き競走を行わなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

第三十八條第一項の表中海運造船合理化審議会の項の次に次のように加える。

第三条中「以下「競走会」という。」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条(競走場の設置)

ボート競走場(以下「競走場」という。)を設置しようとする者は、運輸省令の定めるところにより、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、運輸省令の定めるところにより、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、運輸省令の定めるところにより、あらかじめ公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置構造、及び設備が運輸省令で定める公安上及び競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることが出来る。

5 運輸大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することが出来る。

6 運輸大臣は、第一項の許可を受けた者(以下「競走場設置者」という。)

う。)が一年以上引き続き当該競走場を競走の用に供しなかつたときは、同項の許可を取り消すことができる。

「第三章 競走の実施」を「第二章 競走の実施」に改める。

第五条中「競走場」を「前条第一項の許可を受けて設置された競走場」に改める。

第六条中「競走場」を削り、「全国競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条(勝舟投票券の購入等の禁止)

左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 競走に關係する政府職員及び施行者の職員にあつては、すべての競走

二 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の役員並びに競走の選手にあつては、すべての競走

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝舟投票券の発売等、競走場内の整理及び警備その他競走の事務に従う者にあつては、当該競走

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 学生生徒及び未成年者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十条第一項中「の払戻金」を削り、「あん分して」の下に「払戻金として」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第

四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の払戻金の額が勝舟投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3 第一項の払戻金の額が政令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「その順位で」を削る。

第十四条中「三十日」を「六十日」に改める。

第十六条中「全国競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。

第十七条中「維持するため」を「維持し、且つ、競走の公正及び安全を確保するため」に改め、「入場者の整理」の下に、「選手の出場に関する適正な条件の確保」を加える。

第十八条中「競走会」を「モーターボート競走会」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

(競走場の維持)

第十八条の二 競走場設置者は、その競走場の位置、構造及び設備を第四條第四項の運輸省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

「第四章 収入及び支出」を「第三章 収入及び支出」に改める。

第十九条及び第二十条を次のように改め、第二十一条及び第二十二条を削る。

(全国モーターボート競走会連合会への交付金)

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 モーターボート競走法を廃止する法律案外一案

よる勝舟投票券の売上金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を全国モーターボート競走会連合会に交付しなければならぬ。

(モーターボート競走会への交付金)

第二十條 施行者は、モーターボート競走会に競走の実施を委任したときは、一回の開催による勝舟投票券の売上金の額に應じ、その額の百分の五以内において運輸省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しなければならぬ。

第二十條の次に次の一章を加える。

第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

(モーターボート競走会)

第二十一條 モーターボート競走会(以下本章中「競走会」といふ。)は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一個を限り設立するものとする。

2 競走会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立される法人とする。

3 競走会の役員は、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

4 競走会は、毎事業年度開始前に、運輸省令の定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

5 競走会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(全国モーターボート競走会連合会の設立、目的及び法人格)

第二十二條 すべて競走会は、国内において一個の全国モーターボート競走会連合会(以下本章中「連合会」といふ。)を設立し、又はこれに加入し、その会員となるものとする。

2 連合会は、競走の公正且つ円滑な実施を図るとともに、モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に資することを目的とする。

3 連合会は、民法第三十四條の規定により設立される法人とする。

(連合会の監事)

第二十二條の二 連合会には、監事を置かなければならない。

(連合会の役員)

第二十二條の三 運輸大臣は、連合会の役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は連合会の役員は職務上の義務違反その他連合会の役員たるに適しない非行があると認めるときは、連合会に対し、これを解任すべき旨を命ずることができ(連合会の業務)

第二十二條の四 連合会は、第二十二條第二項に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 競走の審判員及び選手並びに競走に使用するボート及びモーターの登録を行うこと。

二 選手の出場のあつせん、審判員及び選手の養成及び訓練その他競走の公正且つ円滑な実施を図るため必要な業務

三 モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うこと。

四 モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業又はこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五 第十九條の規定による交付金の受入を行うこと。

六 前三号に掲げるものの外、モーターボート、船舶用機関又は船舶用品の製造に関する事業の振興を図るため必要な業務

(交付金の運用)

第二十二條の五 連合会は、第十九條の規定による交付金を、前条第三号から第六号までに掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2 連合会は、前条第三号から第六号までに掲げる業務に関する経理を、他の業務に関する経理と区分して行わなければならない。

3 連合会は、事業計画及び収支予算に基いて、運輸省令の定めるところにより、四半期ごとに、第十九條の規定による交付金の運用計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

4 運輸大臣は、第十九條の規定による交付金の運用に関し、必要があるとき認めるときは、連合会に対し、運用計画を變更すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができ(連合会の解散)

第二十二條の六 連合会の解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 連合会が解散した場合は、連合会に属する第二十二條の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る財産は、国に帰属する。

(準用)

第二十二條の七 第二十一條第三項から第五項までの規定は、連合会について準用する。

第五章 第二十三條の次に次の一条を加える。

(秩序維持等に関する命令)

第二十二條の八 運輸大臣は、競走場内の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は競走場設置者に対し、選手の出場又は競走場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競走場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができ(競走の開催の停止等)

第二十三條 運輸大臣は、施行者がこの法律若しくはこれに基く処分を違反し、又はその施行に係る競走につき公益に反し、若しくは公益

に反するおそれのある行為をしたときは、当該施行者に対し、競走の開催を停止し、又は制限すべき旨を命ずることができ(競走場の設置の許可の取消)

2 運輸大臣は、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会若しくは競走場設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は当該競走場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができ(報告及び検査)

2 運輸大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

第三 運輸大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

(競走場の設置の許可の取消)

第二十三條の二 運輸大臣は、競走場設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競走場の設置の許可を取り消すことができる。

第二十五條 次のように改める。

(報告及び検査)

第二十五條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、

施行者、モーターボート競走会、
全国モーターボート競走会連合会

若しくは競走場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

第二十六條中「競走場その他及び「競走場」を削る。

第六章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二條第四項の規定に違反した者

二 競走に關して、勝舟投票類似の行為をさせて財産上の利益を圖つた者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九條各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競走に關し前條第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 業として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数

の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反した者

二 第二十七條第一号の違反行為の相手方となつた者

三 第九條第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に關し第二十七條第二号の違反行為の相手方となつたもの

第三十條 第九條又は第九條の二の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝舟投票券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一條 第二十二條の五第一項の規定に違反する行為があつた場合は、その行為をした全国モーターボート競走会連合会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前六條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十四條 モーターボート競走会若しくは全国モーターボート競走会連合会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走に關してわいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

二 第二十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前六條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十四條 モーターボート競走会若しくは全国モーターボート競走会連合会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走に關してわいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

第三十五條 前條に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行すべき競走に關して請託を受けてわいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同條に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前條に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたことに關して、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第三十六條 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。

その全部又は一部を没収することのできないときは、その価額を追徴する。

第三十七條 第三十四條又は第三十五條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十八條 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十九條 競走においてその公正を害すべき方法による競走をする者を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十條 左の各号に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をした

たモーターボート競走会又は全国モーターボート競走会連合会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十一條第四項（第二十二條の七において準用する場合を含む。）又は第二十二條の五第三項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二十一條第五項（第二十二條の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第二十二條の五第二項の規定に違反したとき。

別表を次のように加える。

別表

表

売上金の額	全国モーターボート競走会連合会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の千分の十。但し、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の千分の十三。但し、売上金の額の千分の九百四十が八千万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売上金の額の千分の十五。但し、売上金の額の千分の九百四十が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。但し、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、附則第十三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律(附則第十二項を除く。以下同じ。)の施行の日の前後にまたがって開催される競走については、改正後の第十九条及び第二十条の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に改正前の第六条第一項の規定により全国モーターボート競走会連合会に登録されている競走場は、改正後の第四條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

4 この法律の施行の際現にモーターボート競走会又は全国モーターボート競走会連合会の役員の地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

5 この法律の施行の際現に全国モーターボート競走会連合会に属する自転車競技法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百六十九号)第二条第二項の業務に係る財産は、改正後の第十九条の規定による交付金とみなす。

6 この法律の施行の日の属するモーターボート競走会及び全国

モーターボート競走会連合会の事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十一条第四項(第二十三条の七において準用する場合を含む。)中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「モーターボート競走法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第号)の施行後遅滞なく」とする。

7 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 交付金に関する業務の委託(全国モーターボート競走会連合会は、当分の間、運輸大臣の認可を受けて、改正後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務の一部を商工組合中央金庫に委託することができ。

9 全国モーターボート競走会連合会が、前項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

10 商工組合中央金庫は、当分の間、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条の規定にかかわらず、全国モーターボート競走会連合会の委託を受けて、改正後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務を行うことができる。

(限時的効力)

11 改正後の第十九条及び第二十二條の四第三号から第六号までに規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

(自転車競技法等の臨時特例に関する法律の改正)

12 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案に対する修正案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案に対する修正案

第一条の改正規定中「その他モーターボートの」を「その他モーターボートの製造に関する事業に、並びにこれらの」を並びにこれらに、並びにこれらに製造に関する事業及び海難防止に関する事業」に改める。

第二十二條第二項中「製造に関する事業」の下に「並びに海難防止に関する事業」を加える。

第二十二條の四第四号中「製造に関する事業」の下に「並びに海難防止に関する事業」を加え、同条第六号

中「又は」を「若しくは」に改め、「製造に関する事業」の下に「又は海難防止に関する事業」を加える。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔岡山鶴吉君登壇〕

○岡山鶴吉君 ただいま議題となりましたモーターボート競走法を廃止する法律案及びモーターボート競走法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、モーターボート競走法を廃止する法律案について申し上げます。

本法案の趣旨概要を御説明いたしますと、現行法は限時的性格を持った臨時措置であるとして、射幸的行為を永久化するべきではないこと、地方財政あるいは機械工業の振興が不健全なる事業に依存することは好ましくないという点、さらに、モーターボート競走が社会に与える悪影響も少なくないこと等の理由をもつて、現行法を昭和三十四年四月一日限り廃止しようとするものであります。

本法案は、四月十二日本委員会に付託され、同二十四山口委員より提案理由の説明を聴取し、翌二十五日質疑を行いました。内容は會議録に譲ることになります。

次いで討論に入りましたが、何らの発言もなく、引き続き採決の結果、本法案は賛成者少数をもって否決すべきものと決した次第であります。

次に、モーターボート競走法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、関連工業の振興及び地方財政への寄与を目的として制定されたものでありまして、政府は従来から競走の健全化を促進するために必要適切な行政指導を行なつて参つたのでありますが、今回、モーターボート競走の社会に与える悪影響をさらに軽減するため、競走の内容を健全化し、競走の運営並びに経理の合理化をはかる見地から、競走に對する政府の監督権を強化するとともに、自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本年九月末をもって失効となりますので、これに對して所要の改正を行おうとするものであります。

本案の内容の主なる点を御説明いたしますと、第一点は、競走場の設置を運輸大臣の許可事項とし、競走場の設置者に対し施設保全の義務を課したこととあります。第二点は、払い戻し金の最高限度を定めるとともに、投票券の購入禁止の範囲を拡大したこととあります。第三点は、モーターボート競走会及び連合会の役員の選任、解任並びに事業計画、収支予算等を運輸大臣の認可制に改めるとともに、運輸大臣は特定の場合役員の解任命令及び業務命令を発し得るようになったのであります。本法案は、三月二十八日本委員会に付託され、四月二日政府より提案理由

の説明を聴取し、四月十一日、二十五日質疑を行いました。その内容は会議録により御承知願います。

次いで、自由民主党の關谷委員より、連合会における交付金を海難防止に關する事業に使用し得るようにとの修正動議が提出され、修正案並びに修正部分を除く原案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山口委員より反対の意見が述べられましたが、直ちに修正案について採決した結果、起立多数をもって可決されました。次いで、修正部分を除く原案について採決の結果、これまた起立多数をもって可決され、本法案は修正議決すべきものと決したのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は否決であります。本案を委員長報告の通り否決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り否決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第六 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)

日程第七 内閣法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第六、

国家行政組織法の一部を改正する法律案、日程第七、内閣法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長相川勝六君。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項を次のように改める。

3 委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとす。但し、特に必要がある場合においては、法律で國務大臣をもつてその長に充てることが定められている庁に置くことができる。

第三条第四項中「別表第一」を「別表」に改める。

第七条を次のように改める。

(内部部局)

第七条 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 前項の規定にかかわらず、第三条第三項但書の庁には、特に必要がある場合においては、部にかえて局を置くことができる。

5 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、法律でこれを定める。

6 庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、法律の範囲内で、政令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項、第五項及び前項の規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

「第八条に見出しとして(附屬機關その他の機關)」を附し、同条第一項中「委員会以外のものを云う。」の下

に「以下同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、審議会又は協議会で臨時のもの、政令の定めるところにより、置くことができる。

第九条に見出しとして(地方支分部局)を附する。

第十二条第三項中「前二項を」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機關の所掌事務について、別に法律の定めるところにより、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、第一項の命令を発することを求めることができる。

第十三条第一項中「各外局の長は、別に法律で定める」を「各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところに改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十四条中「及び各外局の長」を「各委員会及び各庁の長官」に改め、同条第二項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)及びこれに基づく規則の規定に従い」を削る。

第十七条の見出しを(政務次官)に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

第十七条 各省には、政務次官二人を、特に必要がある場合においては二人を置くことができる。

2 第三条第三項但書の各庁には、政務次官一人を置くことができる。

3 政務次官は、その機關の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し、並びにあらかじめその機關の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 政務次官が二人置かれた省においては、各政務次官の行方前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省たる大臣の定めるところによる。

第十七条の二に見出しとして(事務次官及び庁の次長)を附し、同条に次の三項を加える。

3 第三条第三項但書の各庁に、次長一人を置く。

4 前項の次長は、その庁の長たる大臣を助け、庁務を整理し、各部局及び機關の事務を監督する。

5 第三条第三項但書の庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができる。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

(事務次官補等)

第十七条の三 各省には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、事務次官を助けて省務の一部を総括整理する事務次官補一人を置くことができる。

2 総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。

第十八条に見出しとして「(秘書官)」を附する。

第十九条に見出しとして「(職の定員)」を附する。

第二十条を次のように改める。

(内部部局の職)

第二十条 委員会の事務局に長又は次長を置く場合においては、法律によらなければならない。官房に長を置く場合又は局若しくは部に次長を置く場合も、同様とする。

2 局、部及び課に、それぞれ局長、部長及び課長を置く。

3 官房、局、部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこ

れを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を削る。

別表第一を別表とする。

別表第二を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

3 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六条 削除

第七條に見出しとして「(北海道開発庁に置かれる特別な職)」を附する。

4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六條中「次長一人及び」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

5 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第十八條第一項中「内部部局に、課長」を「長官官房及び各局に、書記官」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 書記官は、命を受け、事務をつかさどる。

第十八條第三項中「課務」を「事務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 書記官は、長官官房又は各局の課長又は国家行政組織法第二十條第三項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

7 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

8 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「防衛庁次長」を「國務大臣ヲ以テ其ノ長ニ充ツルコトヲ定メラレタル庁ノ次長、事務次官補」に改める。

9 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項及び別表第一の区分の欄中「課長」を「書記官」に改める。

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家行政組織法の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

第三條第三項の改正規定中「定められてゐる庁」を「定められてゐる委員会又は庁」に改める。

第三條第四項の改正に關する部分を削る。

第十七條の改正規定中第一項及び第二項を次のように改める。

第十七條 各省及び第三條第三項但書の各庁には、政務次官一人を置く。

2 前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる省に限り、政務次官二人を置くことができる。

第十七條の二を次のように改める。

(事務次官及び庁の次長等)

第十七條の二 各省及び第三條第三項但書の各庁には、事務次官一人を置く。

2 事務次官は、その機關の長たる大臣を助け、省務又は庁務を整理し、各部局及び機關の事務を監督する。

3 第三條第三項但書の庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができる。

4 總理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。

第十七條の二の次に一條を加える。

改正に關する部分を削る。

別表第一の改正に關する部分を削る。

別表第二の改正に關する部分を次のように改める。

別表第二

大藏省
農林省
通商産業省

附則第一項中「昭和三十一年六月一日」を「昭和三十三年八月一日」に改める。

2 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「三部」を「三局」に、

「管理局」を「行政管理局」に、「統計基準部」を「統計基準局」に、「監察部」を「行政監察局」に改める。

第三條の二中「管区監察局」を「管区行政監察局」に、「監察部」を「行政監察局」に、「地方監察局」を「地方行政監察局」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 附則

附則第四項を次のように改める。

4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「四部」を「四局」に、

「行政部」を「行政局」

「選挙部」を「選挙局」に改める。

「財政部」を「財政局」

「税務部」を「税務局」に改める。

第六條中「次長一人及び」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條 附則

第十條(見出しを含む)中「行政部」を「行政局」に改める。

第十一條(見出しを含む)中「選挙部」を「選挙局」に改める。

第十二條(見出しを含む)中「財政部」を「財政局」に改める。

第十三條(見出しを含む)中「税務部」を「税務局」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「防衛庁次長」を削る。

附則第九項を次のように改める。

9 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「防衛庁の次長」を「防衛事務次官」に、「次長」を「事務次官」に、「課長」を「書記官」に、同條第二項、第五條、第十一條第一項、第十二條第三項、第十三條第二項、第二十七條第二項及び別表第一中「次長」を「事務次官」に改める。

附則第九項の次に次の十四項を加える。

10 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第

号)の一部を次のように改正す

る。

附則第十六項及び附則第十九項

中「次長」を「事務次官」に改める。

11 自衛隊法(昭和二十九年法律第

百六十五号)の一部を次のように

改正する。

第二條第一項中「次長」を「事務次官」に改める。

12 公職選挙法(昭和二十五年法律

第百号)の一部を次のように改正

する。

第五條の二第十六項中「選挙部」

を「選挙局」に改める。

13 鉄道敷設法(大正十一年法律第

三十七号)の一部を次のように改

正する。

第六條第二項第三号中「経済企

画庁次長」を「経済企画事務次官」

に改める。

14 資金運用部資金法(昭和二十六

年法律第百号)の一部を次のよう

に改正する。

第十條第二項第一号中「自治庁

次長」を「自治事務次官」に、同項

第五号中「経済企画庁次長」を「経

済企画事務次官」に改める。

15 積雪寒冷地帯振興臨時措置

法(昭和二十六年法律第六十六号)

の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第三号中「地方

自治庁次長」を「自治事務次官」に、

同項第十三号中「経済企画庁次長」

を「経済企画事務次官」に改める。

16 特殊土地より地帯災害防除及び

第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

17 急傾斜地帯農業振興臨時措置

法(昭和二十七年法律第百三十五

号)の一部を次のように改正す

る。

第十五條第一項第一号中「自治

庁次長」を「自治事務次官」に、同

項第四号中「経済企画庁次長」を

「経済企画事務次官」に改める。

18 温田単作地帯農業改良促進法

(昭和二十七年法律第三百五十四

号)の一部を次のように改正す

る。

第十二條第一項第三号中「自治

庁次長」を「自治事務次官」に、同

項第六号中「経済企画庁次長」を

「経済企画事務次官」に改める。

19 海岸砂地帯農業振興臨時措置

法(昭和二十八年法律第十二号)

の一部を次のように改正する。

第九條第一項第三号中「自治庁

次長」を「自治事務次官」に、同項

第七号中「経済企画庁次長」を「経

済企画事務次官」に改める。

20 畑地農業改良促進法(昭和二十

八年法律第二百五号)の一部を次

21 離島振興法(昭和二十八年法律

第七十二号)の一部を次のように

改正する。

第十一條第一項第三号中「自治

庁次長」を「自治事務次官」に、同

項第四号中「経済企画庁次長」を

「経済企画事務次官」に改める。

22 地方財政再建促進特別措置法

(昭和三十年法律第百九十五号)の

一部を次のように改正する。

第十六條第四項第一号中「自治

庁次長」を「自治事務次官」に改め

る。

23 附則第二項から前項までに掲げ

る法律を除くほか、他の法令中

「行政管理局次長」とあるのは「行

政管理事務次官」と、「北海道開発

庁次長」とあるのは「北海道開発事

務次官」と、「自治庁次長」とある

のは「自治事務次官」と、「経済企

画庁次長」とあるのは「経済企画事

務次官」と、「防衛庁次長」とある

のは「防衛事務次官」と、「科学技

術庁次長」とあるのは「科学技術事

務次官」と読み替える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

内閣法等の一部を改正する法律

案

内閣法等の一部を改正する法

律

(内閣法の一部改正)

第一条 内閣法(昭和二十二年法律

六八五

第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務並びに閣議に係る重要事項に関する総合調整及び内閣の重要政策に関する情報収集調査に関する事務を掌る。

第十三条第二項を次のように改める。

内閣官房長官は、國務大臣をもつてこれに充てる。

第十四条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項中「内閣官房副長官は、」の下に「内閣総理大臣の定めるところにより、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 内閣官房副長官の任免は、内閣がこれを行ふ。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

3 内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関する総合調整に関する事務を掌る。

4 内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。

5 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第十五条第一項中「内閣官房に」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに」を加え、「各國務大臣及び内閣官房長官に附属する職員として、秘書官各一人」を「各國務大臣に附属する秘書官各一人」に改め、同条第二項中「前項の秘書官で、」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の」を加え、「國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の」を「内閣総理大臣及び各省大臣以外各國務大臣に附属する秘書官は、その國務大臣の」に改め、「内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の」を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条 内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、三十一人とし、そのうち内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

第十七条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第十八条 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(総理府設置法の一部改正)

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十條中「ふ慮情報局」を削る。

第十一條を次のように改める。

第十五条第一項の表中引揚同胞対策審議会の項を削る。

第十九条及び第二十條を次のように改める。

(総理府総務長官)

第十九条 総理府に総理府総務長官を置く。

2 総務長官は、國務大臣をもつて充てる。

3 総務長官は、内閣総理大臣を助け、府務を整理し、並びに総理府(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められてゐる外局を除く)所管の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各部局及び機關の事務を監督する。

(総理府総務次長)

第二十條 総理府に総理府総務次長一人を置く。

2 総務次長は、総務長官の職務を助ける。

第二十一条中「前二條に定める職員の外」を「総務長官を除く外」に改める。

附則

1 (施行期日) この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 (国家公務員法の一部改正)

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第四号を次のように改め、第八号中「内閣官房長官」を削る。

四 削除

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第四号の二を第四号とする。

別表第一中「内閣官房長官」を削る。

(国会法の一部改正)

4 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第四十二条第二項中「内閣官房長官」を削る。

(弁護士法の一部改正)

5 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「内閣官房長官」を削る。

(恩給法の一部改正)

6 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「内閣官房長官」を削り、「法制局次長」の下に「総理府総務次長」を加える。

(国家行政組織法の一部改正)

7 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改め、同条第二項中「各大臣」を「各省大臣」に改める。

各省に秘書官一人を置く。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第八号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 ふ慮に関する情報、調査等に関すること。

第二十九条第一項の表中

援護審査会

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

援護審査会
引揚同胞対策審議会

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。
引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)に基づき、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。

改める。

第三十九条の五第一項及び第三十九条の八中「第六号から第八号までに」を「第六号、第七号及び第九号に」に改める。
(引揚同胞対策審議会設置法の一部改正)

9 引揚同胞対策審議会設置法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総理府」を「厚生省」に改める。

第二条第二項、第三条、第四項及び第五項並びに第四条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生大臣」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 事務局長は、厚生省引揚援護局長をもつてこれに充てる。

(青少年問題協議会設置法の一部改正)

10 青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「内閣官

房長官」を「総理府総務長官」に改める。

11 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「一、八八五人」を「一、八五二人」に、「二〇、三三〇人」を「二〇、二九七人」に改め、同表厚生省の項中「四三、五六七人」を「四三、五六九人」に改め、同表合計の項「六四一、七五九人」を「六四一、七二八人」に改める。

(引揚同胞対策審議会の委員等の身分の総統)

12 この法律の施行の際現に引揚同胞対策審議会の委員又は臨時委員である者は、この法律による改正後の引揚同胞対策審議会設置法第三条第四項又は第五項の規定により任命されたものとする。

内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案

内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案

第一条のうち、第十三条第二項の改正規定中「並びに閣議に係る重要事項に関する総合調整及び」を、閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整及び」に改める。

第一条のうち、第十四条の改正に関する部分を削る。

第一条のうち、第十四条の改正に関する部分を削る。

第十五条第一項を次のように改め、同条第二項中「前項の秘書官で、」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、」を加える。

内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国务大臣及び内閣官房長官(国务大臣をもつて充てられる場合の内閣官房長

官を除く。)に附属する秘書官各一人を置く。

官を除く。)に附属する秘書官各一人を置く。

第一条のうち、第十六条の改正に関する部分中第十六条の改正規定を次のように改める。

第十六条 内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。)の定員は、三十六人とする。

2 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

第二条のうち、第六条の改正に関する部分を次のように改める。

目次中「第二十二條」を「第二十三条」に改める。

第六条第一項第十三号中「各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること」を「各行政機関の事務の連絡に関すること」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条のうち、第十条の改正に関する部分を次のように改める。

第十三条の二を削る。

第二条のうち、第十九条第二項の改正規定中「充てる」を「充てることが出来る」に改める。

第二条のうち、第二十條の改正規定(見出しを含む。)中「総務次長」を「総務副長官」に改める。

第二条のうち、第二十一條の改正に関する部分を次のように改める。

第二十二條を第二十三條とし、第二十一條中「前二條に定める職員の外を」総務長官、総務副長官及び総務長官秘書官を除く外」に改め、同條を第二十二條とし、第二十條の次に次の一條を加える。

(総理府総務長官秘書官)

第二十一條 総理府に総理府総務長官秘書官一人を置く。但し、総務長官が國務大臣をもつて充てられる場合は、この限りでない。

2 総務長官秘書官は、総務長官の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け、各部署の事務を助ける。

(事務局)

第八条 国防会議に、国防會議の事務のほか、国防會議に關する事務を處理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、内閣總理大臣が任命する。

4 事務局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。ただし、事務局の事務のうち国防會議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受けるものとする。

5 事務官は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く）の定員は、十二人とする。

附則第一項中「昭和三十一年七月一日を「昭和三十三年八月一日」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 總理府總務長官

第二条第三項第六号の次に次の一号を加え、第八号中「内閣官房長官」の下に、「總理府總務長官」を加える。

六の二 總理府總務副長官

附則第三項を次のように改める。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 總理府總務長官

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 總理府總務副長官

別表第一中「内閣官房長官」を「内閣官房長官」に、「内閣官房副長官」を「總理府總務長官」に、「内閣官房副長官」を「總理府總務副長官」に改める。

附則第四項を次のように改める。

(国会法の一部改正)

4 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第四十二条第二

項中「内閣官房長官」の下に「總理府總務長官」を加える。

附則第五項を次のように改める。

(弁護士法の一部改正)

5 弁護士法（昭和二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「内閣官房長官」の下に「總理府總務長官」を加える。

附則第六項を次のように改める。

(恩給法の一部改正)

6 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「憲法調査会事務局局長」の下に「国防會議事務局局長、總理府總務長官、總理府總務副長官」を加え、同項第三号中「若ハ憲法調査会事務局事務官」を「憲法調査会事務局事務官若ハ国防會議事務局事務官」に改める。

附則第八項中「第十四条の二」を「第十四条の二第一項」に、「同条」を「同項」に、「第六号、第七号」を「第一項第六号、第七号」に改める。

附則第九項中「厚生大臣」の下に「第三号第四項中「内閣官房副長官一人」を「總理府總務副長官」に」を加える。

附則第十二項中「である者」の下に「（内閣官房副長官を除く）」を加え、同項を附則第十四項とする。

附則第十一項を次のように改める。

(行政機關職員定員法の一部改正)

13 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の總理府の項中「一、六九一人」を「一、六四〇人」に、「一九、七二二人」を「一九、六六一人」に、同表の厚生省の項中「四三、七〇六人」を「四三、七〇八人」に、同表の合計の項中「六四三、九七四人」を「六四三、九二五人」に改める。

附則第十項の次に次の二項を加える。

(公職選挙法の一部改正)

11 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第一号中「内閣官房長官」の下に「總理府總務長官」を加える。

(国家公務員のための国設宿舍に關する法律の一部改正)

12 国家公務員のための国設宿舍に關する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「内閣官房副長官」を「總理府總務副長官」に改め、同条第二項を附則とする。

第五条第一項中「内閣官房長官」を「總理府總務副長官」に改める。

第十号中第十二号を次のように改める。

十二 總理府總務長官

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔相川勝六君登壇〕

○相川勝六君 たいいま議題となりました同案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両案は、行政機構改革の一環として、第二十四回会において政府より提出され、自來継続審査中でありましたことは、御承知の通りであります。

去る四月十九日、両案に対して、宇都宮徳馬君外四名より、それぞれ修正案が提出されましたので、政府案と修正案とを一括して質疑を続行いたしましたのであります。

まず、国家行政組織法の一部を改正する政府原案の要点を申し上げますと、第一点は、特に必要がある場合には政務次官二人を置くことができることとするほか、別に法律の定めるところにより事務次官補一人を置くことができることとしたこと。第二点は、國務大臣をもつて長官とする庁については、特に必要がある場合には、その所轄のもとに委員会または庁を置くことができること。第三点は、現在官房または局中に暫定的に置かれていた部を恒久

的にも置くことができる。といったこと。第四点は、審議会または協議会等のうち、臨時的なものについては、政令で設置することができる。といったことなどがあります。

本案に対する修正案の要旨を申し上げますと、政務次官二人を置くことができる省を大蔵、農林及び通商産業の三省に限定すること、事務次官補に關する規定を削除すること、國務大臣をもつて長とする委員会にも委員会及び庁を置くことができることとする、及び、國務大臣をもつて長官とする庁の次長を事務次官とすることなどであります。

次に、内閣法等の一部を改正する政府原案の要旨を申し上げますと、内閣官房及び総理府の機構を改正して、内閣官房長官及び内閣官房副長官は、もっぱら内閣制度の運営についてその政務と事務を見ることとし、一方、総理府には、その長たる内閣総理大臣の補佐者として、もっぱら総理府の政務と事務を見る総務長官及び総務長官の職務を助ける総務次長一人を新たに置くほか、内閣官房長官及び総理府総務長官はいずれも國務大臣をもってこれに充て、内閣官房副長官を一人増員しようにするものであります。

本案に対する修正案の要旨は、内閣官房長官及び總理府總務長官はいずれも國務大臣をもつてこれに充てることができること、内閣官房副長官

の増員は行わないこと、総務次長を総務副長官と改めること及び国防会議の事務局を総理府から内閣にある国防会議に移すことなどであります。

四月二十六日修正案が撤回され、あらためて修正案が提出されましたが、その修正の要旨は、総務副長官を特別職とする規定を加えた以外は、さきに提出された修正案と異なっておりません。

かくて、四月二十六日両案並びに修正案に對する質疑を終えたのでありますが、その詳細は何とぞ會議録によつて御承知を願います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、国家行政組織法の一部を改正する法律案は多数をもって、内閣法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕
○議長（益谷秀次君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第七につき採決いたしました。す。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第八 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案
〔内閣提出〕

日程第十 国有資産等所在市町村
交付金及び納付金に関する法律
の一部を改正する法律案（内閣
提出）

○議長(益谷秀次君) 日程第八、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案、日程第九、国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律案、日程第十、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事川村鐵義君。

消防団員等公務災害補償責任共済
基金法の一部を改正する法律案
消防団員等公務災害補償責任共
済基金法の一部を改正する法
律

消防団員等公務災害補償責任共済
基金法(昭和三十一年法律第百七号)
の一部を次のように改正する。

目次中 「第七章 補則(第二十二
第八章 罰則(第二十四
条・第二十三条)を「第七章 補則
第八章 罰則

〔第二十二條 第二十五條〕に改め
〔第二十六條〕る。

第一条中「損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に關す

る市（特別区の存する区域については、都。以下同じ。）町村」を「損害補償に關する市町村の支払責任並びに

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損

害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」

という。)に關する市町村又は水害予防組合に改める。

第四條第一項第七号及び第八号中

「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第六条中「理事十人以内」を「理事

十一人以内」に改める。

理者」を加える。

第九条中「市町村」の下に「又は水

第十条中「市町村」の下に「又は水

に従事した者」を、消防作業に従事した者、非常勤の水防団長若しくは水防団員又は水防に従事した者（以下「非常勤消防団員等」という。）に改める。

第十一條市中町村の下に「又は水害予防組合を加え、「非常勤消防団員の數等」を「水害予防組合の組合員の數、非常勤消防団員の數、非常勤の水防団長及び水防団員の數等」に改める。

第十三条第一項中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加え、「当該市町村に対して」を「当該市町村又は水害予防組合に対して」に改め、「当該市町村の市町村長の下に」若しくは「当該水害予防組合の管理者を加え、

「市町村長の保管する」を「市町村長若しくは水害予防組合の管理者の保管する」に、「当該非常勤消防団員若しくは消防作業に従事した者」を「当該非常勤消防団員等に改める」。

水害予防組合を、「当該市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とし、第二十二

二条を第二十四条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。
(建設大臣との協議)
第二十二條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項については、あ

らはじめ、建設大臣に協議するものとする。

一 第四条第二項の規定による定款の変更の認可及び第二十条第一項の規定による定款の変更命令

二 第十六条の規定による事業計画書の承認

三 第十七条第一項の規定による財産目録、事業状況報告書及び決算報告書の承認

(都等に関する特例)

第二十三条 この法律中市町村に関する規定は、特別区の存する区域については都に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条の規定による市町村の組合については当該組合に適用する。ただし、消防団員等公務災害補償で特別区の支払責任に係るものについては、当該特別区に適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約の経過措置)

2 水防法第二条第一項の水防管理団体(以下「水防管理団体」とい

ふ。)でこの法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前すでに消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」といふ。)との間に、消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下「契約」といふ。)を締結しているもの以外のものであるものは、この法律の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法(以下「新法」といふ。)第十一条の規定による掛金を支払わなければならない。

3 水防管理団体である市町村でこの法律の施行前すでに基金との間に契約を締結しているものは、当該市町村に置かれていた水防団の非常勤の水防団長又は水防団員で消防団員でないもの及び水防に従事した者に係る分として、新法第十一条の規定による掛金を、この法律の施行後一月以内に、基金に対して支払わなければならない。

4 この法律の施行の日前又はこの法律の施行の日から附則第二項の規定により契約が締結されるまでの間に発生した事故により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは

は磨疾となつた非常勤の水防団長若しくは水防団員若しくは水防に従事した者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る消防団員等公務災害補償については、なお、従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五の次に次の一号を加える。

五ノ五ノ二 消防団員等公務災害補償責任共済基金ノ発スル証券、帳簿

(水防法の一部改正)

6 水防法の一部を次のように改正する。

第六条の二中「水防管理団体は、」の下に「政令で定める基準に従い、」を加える。

第三十四条中「当該水防管理団体は、」の下に「政令で定める基準に従い、」を加える。

(報告書は会議録追録に掲載)

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく

行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村(都の特別区の存する区域に所在するものについては、都、以下同じ。)に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」といふ。)を交付する。

2 前項の事務は、政令で定めるところにより、自治庁長官が行う。

3 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の市町村助成交付金から適用する。

2 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の七の次に次の一号を加える。

三十三の八 都及び市町村に交付すべき国有提供施設等所在

市町村助成交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

第十二条第一号中「及び公社有資産所在都道府県納付金」を「公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改める。

第十三条第一号中「及び公社有資産所在都道府県納付金」を「公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改める。

第十三条第十四号中「及び公社有資産所在都道府県納付金」を「公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四 国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付に關すること。

第十七条第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 都及び市町村に交付すべき国有提供施設等所在市町村助成交付金の額の決定に關すること。

(報告書は会議録追録に掲載)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 日本国有鉄道は、直接その本来の事業の用に供するため借り受けている車両で政令で定めるものについては、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして、この法律の規定により、当該償却資産所在の市町村に対して、市町村納付金を納付する。

第三条第三項中「国有財産法第三十二条第一項の台帳の下に」若しくは物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第三十六条の帳簿を加える。

第四条第二項中「前条第二項の規定にかかわらず、」の下に「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度間にあつては、」を加え、「十分の五の額とする。」を「十分の五の額とし、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度を経過した年度以後にあつては、前条第二項の価格の十分の五の額とする。」に改める。

第五条第一項中「一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産」の下に「(公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するものうち総務府令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。)」を加え、「本条の下に及び次条」を、「一の公社が所有する固定資産税を課される償却資産」の下に「(地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下本条において同じ。)」を加え、「地方税法」を「同法」に改め、「固定資産税の課税標準となるべき額をいう。」の下

に「以下本条において同じ。」を加え、「(以下)固定資産税の課税標準額」という。を削り、「固定資産税の課税標準額を控除した額を、当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第三百四十九条の二から第三百四十九条の四までの規定によつて算定した固定資産税の課税標準額(以下本条及び第十六条第二項において「固定資産税の課税標準額」という。を控除した額に、「金額をこえるときは、」を「金額以上の額であるときは、」に改め、同項の表を次のように改める。

市町村の区分		金 額
人口五千人未満の町村	二億円	
人口五千人以上の市町村	人口六千人未満の場合にあつては二億三千万円、人口六千人以上の場合にあつては二億三千万円に人口千人を増すごとに三千万円を加算した額	
人口一万人以上の市町村	人口一万人未満の場合にあつては三億六千万円、人口一万人以上の場合にあつては三億六千万円に人口千人を増すごとに千五百万円を加算した額	
人口三万人以上の市町村	六億五千万円(当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額とし、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と当該大規模の償却資産を所有する公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは当該合算額の十分の二の額とする。)	

第五条第二項を次のように改める。

2 前年度の地方交付税の算定の基

礎となつた基準財政収入額(以下本項において「前年度の基準財政収入額」という。)からこれに算入

された大規模の償却資産に係る市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額(地方交付税法昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条第二項の基準率をもつて算定した市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額をいう。以下本項において同じ。を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付金又は納付されるべき市町村納付金の収入見込額を加算した額(一の公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の収入見込額(地方交付税法第十四条第二項の基準率率をもつて算定した税収収入見込額をいう。以下本項において同じ。))との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度

分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収収入見込額との合計額を加算した額とする。以下本項において「基準財政収入見込額」という。が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額(以下本項において「前年度の基準財政需要額」という。)の百分の百三十に満たないこととなる市町村については、前項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように増額して同項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収収入見込額との合計額を加算した額とする。以下本項において「基準財政収入見込額」という。が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額(以下本項において「前年度の基準財政需要額」という。)の百分の百三十に満たないこととなる市町村については、前項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように増額して同項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

第五條第四項中「第二項において準用する地方税法第三百四十九條の四第二項の規定によつて」を「第二項の規定によつて」に改める。

第五條の次に次の一條を加える。

(新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例)

第五條の二 国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産のうち第二條の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所の用に供するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同條の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいずれか一の年度において、前條第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの(以下本條及び第十一條第二項において「新設大規模償却資産」という。)がある場合においては、当該こえることとなつた最初の年度から五年度分の市町村交付金又は市町村納付金に限り、地方税法第三百四十九條の五第一項及び第二項並びに第五項に基く政令の規定の例により、前條第一項の表の下欄に掲げる金額を増額して同項(ただし書を除く。)の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。

2 一の市町村の区域内に新設大規模償却資産が二以上ある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について前條第一項の表の下欄に掲げる金額を増加するため計算方法は、地方税法第三百四十九條の五第三項及び第四項に基く總理府令の規定の例による。

第三條第二項中「大規模の償却資産」の下に「(新設大規模償却資産を含む。以下本項、第十六條第一項及び第二項並びに第十九條第一項において同じ。)」を加え、同條に次の一項を加える。

4 自治庁長官は、第一項の規定によつて公社が所有する固定資産の価格等を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、第一項の規定によつて配分した当該公社が所有する固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として總理府令で定めるところによつて計算した額を、翌年度において当該公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができ。

第二十二條中「その他市町村交付金及び都道府県交付金の交付又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付を」と、市町村の設置分合又は境界変更があつた場合(都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。)におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。ただし、改正後の第十一條第四項の規定は、昭和三十一年度分の市町村納付金について自治庁長官が配分した固定資産の価格等を修正する必要がある場合についても適用する。

2 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「又は国税若しくは地方税の課税標準額を」と、国税若しくは地方税の課税標準額又は国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)若しくは国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」という。)の交付金算定標準額若しくは公社有資産所在市町村納付金(以下「市町村納付金」という。)若しくは公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。)の納付金算定標準額に改める。

第五條の見出し中「課税標準額」を「課税標準額等」に改め、同條第一項中「国税又は地方税の課税標準額」を「国税若しくは地方税の課税標準額又は市町村交付金若しくは都道府県交付金の交付金算定標準額若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金の納付金算定標準額」に改め、「その課税標準額」を「その課税標準額、交付金算定標準額若しくは納付金算定標準額」に改める。

第六條第一項中「国税若しくは地方税又は」を「国税、地方税若しくは」に改め、「(以下「地方税に係る徴収金」という。))」の下に「又は市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金を」を加え、同條第三項中「国税、地方税又は地方税に係る徴収金を分割して収納する場合」を「国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金又は市町村納付金若しくは都道府県納付金を分割して収納する場合に」、「当該国税、地方税又は地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する国税、地方税又は地方税に係る徴収金以外の国税、地方税又は地方税に係る徴収金」に改める。

第六條第一項中「国税若しくは地方税又は」を「国税、地方税若しくは」に改め、「(以下「地方税に係る徴収金」という。))」の下に「又は市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金を」を加え、同條第三項中「国税、地方税又は地方税に係る徴収金を分割して収納する場合」を「国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金又は市町村納付金若しくは都道府県納付金を分割して収納する場合に」、「当該国税、地方税又は地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する国税、地方税又は地方税に係る徴収金以外の国税、地方税又は地方税に係る徴収金」に改める。

第六條第一項中「国税若しくは地方税又は」を「国税、地方税若しくは」に改め、「(以下「地方税に係る徴収金」という。))」の下に「又は市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金を」を加え、同條第三項中「国税、地方税又は地方税に係る徴収金を分割して収納する場合」を「国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金又は市町村納付金若しくは都道府県納付金を分割して収納する場合に」、「当該国税、地方税又は地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する国税、地方税又は地方税に係る徴収金以外の国税、地方税又は地方税に係る徴収金」に改める。

る徴収金であるときは、」を「当該
国税、地方税若しくは地方税に係
る徴収金が政令をもつて指定する
国税、地方税若しくは地方税に係
る徴収金以外の国税、地方税若し
くは地方税に係る徴収金であると
き、又は市町村納付金若しくは都
道府県納付金の金額であるとき
は、」に改める。

3 地方交付税法（昭和二十五年法
律第二百一十一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十四条第三項の表道府県の項
中「第五条に規定する大規模の償
却資産」の下に「又は同法第五条の
二に規定する新設大規模償却資
産」を加え、「第五条の規定によ
り」を「第五条又は第五条の二の規
定により」に改め、「当該大規模の償
却資産」の下に「又は新設大規模償
却資産」を加える。

4 地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第三百四十八条第二項ただし書
中「使用する場合においては、」の
下に「国有資産等所在市町村交付
金納付金及び納付金に関する法律
（昭和三十一年法律第八十二号）
第二条第五項の規定の適用がある
場合を除き、」を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔川村義典君登壇〕

○川村義典君 たいま議題となりま
した三件について、地方行政委員会に
おける審議の経過及び結果の概要を御
報告申し上げます。

まず第一に、消防団員等公務災害補
償責任共済基金法の一部を改正する法
律案について申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

本案は、さきに第二十四回会におい
て本法が成立した際に、消防団員等に
関してもすみやかに本法と同様の措置
を講ずべきであるとの本委員会の付帯
決議の趣旨に沿ひ、本法を改正して、
非常勤の消防団員等に対する公務災害
の補償責任についても本法によつて共
済することとし、消防団員等の公務災
害補償の完壁を期せんとするものであ
ります。

改正の内容は、非常勤の消防団員及
び消防団員または消防に協力援助した
者にかかわる損害補償について、市町
村その他消防管理団体の支払い責任を
もこの基金において共済する旨の規定
を新たに設けること、その他、基金運
営に関する基本事項につき、内閣総理
大臣は、消防管理団体を管轄する建設
大臣に対してあらかじめ協議すること
と、及び、理事十人以上を十一人以上
と改めたことなどであります。

本案は、去る三月二十七日に本委員
会に付託、四月二日に大久保国務大臣
より提案理由の説明を聴取した後、警察

及び消防に関する小委員会に付して慎重
審議をいたし、昨二十六日、唐澤小
委員長よりその審議の結果の報告があ
り、同日質疑を終了いたしました。質
疑の内容は会議録についてごらんを願
います。

かくて、同日討論を省略し、採決の
結果、本案は全会一致をもつて可決す
べきものと決しました。

第二に、国有提供施設等所在市町村
助成交付金に関する法律案について申
し上げます。

本案は、昨年、第二十四回国会におい
て、国有資産等所在市町村交付金及び
納付金に関する法律が成立した際、当委
員会が行いました附帯決議の趣旨に沿
ひ、同法がその交付金の対象から除外
している、アメリカ合衆国の軍隊に使用
させている国有の固定資産及び国有の
固定資産で自衛隊が使用する飛行場及
び演習場の用に供するものが所在する
市町村に対し、これらの市町村が、こ
れらの固定資産については固定資産税
を課し得ないため、財政上不利な立場
にあることにかんがみ、当該市町村の
財政を助成するため新たに交付金を交
付する制度を設けようとするもので、
これを国有資産等所在市町村交付金の
対象とせず、別個の法律をもつて助成
交付金の制度を創設せんとするもので
あります。

従つて、本案の内容は、第一に、本助
成金の交付を受ける市町村は、国有の固

定資産でアメリカ合衆国の軍隊に使用
させているもの並びに自衛隊が使用する
飛行場及び演習場の用に供する固定資
産が所在する市町村であつて、その固定
資産の範囲は政令で定めること。第二に、
本助成交付金の額は、予算で定める金
額の範囲内において政令で定めるところ
により、当該固定資産の価格、当該市
町村の財政の状況等を考慮して決定す
るものとする。第三に、本助成交付
金の算定及び交付に関する事務は、政令
の定めるところにより、自治庁長官が行
うこととしたこと等であります。しこ
うして、本助成交付金の総額は、本年度は
五億円が予定されているのであります。

しかしながら、昭和三十三年以降の
平年度におきましては、この額はその
倍額の十億円とするよう、政府の方針
が決定していることとあります。

本案は、四月十日本委員会に付託、
翌十一日田中閣務大臣より提案理由の
説明を聴取し、自來慎重審議、本月二
十六日質疑を終了いたしました。そ
の詳細は会議録に譲ります。

次いで、同日討論に入り、川村委員
は、日本社会党を代表して、若干の希望
を付し賛成の意見を述べられ、採決の
結果、本案は原案通り可決すべきもの
と決しましたが、その際、本案に対し
て自由民主党及び日本社会党の両党共
同提案になる附帯決議を付すべき旨の
動議が提出され、亀山委員よりその趣

旨の説明がありました。附帯決議の全
文は次の通りであります。

附帯決議

本法施行に当り、政府は特に左の
諸点に留意し、その運営の適正を期
すべきである。

一、本法の助成交付金は、本来、当
該資産に対する固定資産税に代る
べき性格のものであることにかん
がみ、本法の施行に必要な政令
の制定及びその運用に際しては、
関係市町村の財政の安定に寄与す
ることを主眼とし、交付手続等の
煩瑣にならないように考慮するこ
と。

二、交付金の総額として、政府の予
定する金額は過少であるから、少
くとも当該資産に対する固定資産
税相当額に達するよう、予算の増
額に努めること。

一、本法による助成交付金制度
は、可及的すみやかに国有資産等
所在市町村交付金及び納付金の制
度によつて措置するより改めるこ
と。

右決議する。

採決の結果、これまた全会一致この附
帯決議を付すべしと決しました。

最後に、国有資産等所在市町村交付
金及び納付金に関する法律の一部を改
正する法律案について申し上げます。
御承知の通り、すでに本国会におい
て成立した地方税法の一部を改正する

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

六九四

法律において、大規模の償却資産に対する所在市町村の固定資産税課税限度額の引き上げが行われたのであります。元来、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度は、国もしくは地方公共団体または公社が、その所有する固定資産にかかる固定資産税相当額を、固定資産税にかえて所在市町村に交付し、または納付する制度でありますから、この地方税法の改正に対応して、当然本法においても改正を行う必要があるものであります。

本案の内容は、人口段階ごとに定められた該当資産の価格の限度額及び財源保障率の引き上げ並びに新設の工場または発電所の用に供する大規模償却資産にかかわる財源保障率の特例を設けるなど、地方税法の改正に対応した改正を行い、さらに、日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するため借り受けている車両で、政令で定めるものについては、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして市町村納付金の対象とすることなどを規定してあります。

本案は、四月十日日本委員会に付託され、翌十一日田中事務大臣より提案理由の説明を聴取、自來慎重審議し、昨二十六日質疑を終了しました。質疑の内容は会議録にてごらんを願います。かくて、同日、討論を省略し、採決を行いましたところ、本案は全会一致

をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第十一 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件
日程第十二 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件

○副議長(杉山元治郎君) 日程第十一、千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件、日程第十二、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員会理事山本利壽君。

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書

千九百四十六年の捕鯨条約第二条3を次のように改める。
3 「捕鯨船」とは、鯨の追尾、捕獲、殺害、引寄せ、緊縛又は探索の目的に用いるヘリコプターその他の航空機又は船舶をいう。

千九百四十六年の捕鯨条約第五条1中「並びに(h)捕獲報告」を、「(h)捕獲報告」に改め、「生物学的記録」の下に「並びに(i)監督の方法」を加える。

1 この議定書は、千九百四十六年の捕鯨条約の締約政府による署名及び批准のため、又は加入のために開放するものとする。
2 この議定書は、千九百四十六年の捕鯨条約のすべての締約政府のために、批准書がアメリカ合衆国政府に寄託され、又は加入通告書が同国政府により受領された日に効力を生ずる。
3 アメリカ合衆国政府は、すべての寄託された批准及び受領した加入を千九百四十六年の捕鯨条約のすべての署名政府及び加入政府に通報する。
4 この議定書は、署名のために開放される日の日付を有し、かつ、その日の後十四日間署名のために開放しておき、この期間の後には、加入のため開放する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。
千九百五十六年十一月十九日にワシントンで、英語により本書を作成した。その原本は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。アメリカ合衆国政府は、その認証原本を千九百四十六年の捕鯨条約のすべての署名政府及び加入政府に送付する。
オーストラリアのために
F・J・ブラックニー

ブラジルのために
エルナニ・ド・アマラル・ペイショート
カナダのために
A・D・P・ヒーニー
デンマークのために
ヘンリック・カウフマン
フランスのために
エルヴェ・アルファン
アイスランドのために
トール・トールス
日本国のために
谷正之
メキシコのために
マヌエル・テリロ
オランダのために
J・H・ファン・ロイエン
ヨーロッパにおけるオランダ王国のために
ニュー・ジブランドのために
G・D・L・ホワイト
ノルウェーのために
ウィルヘルム・モルゲンステイネルネ
パナマのために
J・M・メンデス・M
スウェーデンのために
エリック・ボーエマン
南アフリカ連邦のために
W・C・デュ・プレシス
ソウェイト社会主義共和国連邦のために
G・ザルビン

昭和三十一年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの
件外一件 六九六

を引き下げるかどうか、又はその海上捕鯨を完全に停止するかどうかを決定する。

4 この条約が実施されて第二年度が経過した後は、委員会は、受領した科学的資料に基く結論に従つて、2に定める基準数を修正することができ、この修正が行われたときは、2の規定は、そのように改正されたものと認められる。委員会は、そのような各改正及びその効力発生の日を各当事国に通告するものとする。

第五条

1 当事国は、各当事国について一人の委員からなる北太平洋おつとせい委員会を設置することに同意する。

2 委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 第二条1に定める目標に到達するように立案された調査計画を作成し、かつ、調整すること。

(b) 各当事国に対し、それらの調整された調査計画を実施するよう勧告すること。

(c) 前記の調整された調査計画の実施の結果得られた資料を研究すること。

(d) 前記の調整された調査計画の実施の結果得られた結論を基礎として、当事国に対して適当な

措置(獣群についての獵期ごとの商業的獵殺の数に関する措置並びにその性別及び年齢別組成に関する措置を含む)を勧告すること。

(e) この条約の効力発生後の第五年度の終期に、及び、第十三条4の規定に基きこの条約の効力が延長されたときは、その後の年に、この条約の目標に到達するため最も適しているおつとせいの獵獲の方法を当事国に勧告すること。前記のその後の年は、第十一条に定める第六年度の初期の会合において当事国が定めるものとする。

3 委員会は、この条約が実施されて第一年度が経過した後は、附表に定める調査計画を委員会の科学的結論に従つて修正することができ、その修正を行ったときは、附表は、そのように改正されたものと認められる。委員会は、そのよう各改正及びその効力発生の日を各当事国に通告するものとする。

4 各当事国は、一個の投票権を有する。決定及び勧告は、全会一致の投票により行われる。獣群についての獵期ごとの商業的獵殺の数に関する勧告並びにその性別及び年齢別組成に関する勧告については、第九条1の規定に基き当

該獣群から得られる獸皮の配分に参加する当事国のみが投票する。

5 委員会は、その委員のうちから一人の議長及び他の必要な役員を選出するものとし、また、その事業を運営するための手続規則を採択するものとする。

6 委員会は、みづから決定する時及び場所において年次会合を行う。追加的の会合は、委員会の二以上の委員が要請したときに行う。第一回の会合の時及び場所は、当事国間の合意により決定する。

7 委員会の各委員の経費は、各自の政府によつて支払われる。委員会の共同の経費は、当事国が平等の分担金により支払うものとする。各当事国は、また、第六条5の規定に基き没収したおつとせいの獸皮の価額に相当する金額を毎年委員会に提出しなければならぬ。

8 委員会は、その活動に関する年次報告を当事国に提出しなければならない。

9 委員会は、おつとせい資源又は委員会の運営に関するいかなる問題についても当事国に随時勧告することができる。

第六条

当事国は、第三条の規定を実施するため、次のことに同意する。

1 いずれかの当事国の正当に権限を与えられた公務員が、水産生物資源を採捕するための裝備をした船舶でいずれかの当事国の管轄権の下にあるものが第三条に定めるおつとせいの海上捕鯨の禁止に違反していると信ずるに足りる相当の理由を有するときは、その公務員は、他国の領水内における場合を除くほか、その船舶に臨み、及びこれを搜索することができ、その公務員は、自国政府の権限のある当局が発給する英語、日本語及びロシア語で作成された特別証明書を携行しなければならない。かつ、その船舶の船長の要請があつたときは、その証明書を提示しなければならない。

2 前記の公務員は、船舶又はその船舶にあるいずれかの者が禁止に違反していることをその船舶の搜索後にもなお信ずるに足りる相当の理由を有するときは、その船舶を拿捕し、又はその者を逮捕することができ、その場合には、その公務員が属する当事国は、その船舶又はその者について管轄権を有する当事国に対しできる限りすみやかにその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、その船舶又はその者を、それらについて管轄権を有する当事国の権限を与えられた公務員に対し、両当事国が合意する場所にお

いてできる限りすみやかに引き渡すものとする。もつとも、通告を受けた当事国がその船舶又はその者の引渡を直ちに受けることができない場合において、その当事国が要請したときは、その通告を行った当事国は、その船舶又はその者を両当事国が合意する条件により自国の領域内で監視の下におくことができる。

3 前記の者又は船舶が属する当事国の当局のみが、第三条及びこの条の規定に基いて生ずる事件を裁判し、並びにそれに関連して刑罰を課する管轄権を有する。

4 違反を立証するために必要な証人又はその証言及び他の証拠は、それらがいずれかの当事国の管理下にある限り、当該事件の裁判につき管轄権を有する当事国の当局に対し、妥当な限りすみやかに提供されなければならない。

5 拿捕された船舶内で発見されたおつとせいの獸皮は、当該事件の裁判につき管轄権を有する当事国の裁判所その他の当局の決定により没収されるものとする。

6 禁止に違反した者に課した刑罰措置に関する完全な詳細は、刑罰を課した後三箇月以内に他の当事国に通報しなければならない。

第七条

この条約の規定は、第三条にいう水域の沿岸に居住するインディア

ン、アイヌ、アリュート又はエスキモーであつて、カヌー(他の船舶によつて運搬され、又はこれと連係して使用されることがなく、オール、かい又は帆によつてのみ推進し、かつ、それぞれ五人以下を乗員とするもの)に乗つて、従来行つてきた方法により、かつ、火器を用いずにおつとせいの海上猟獲に従事するものに対しては適用されないものとする。ただし、これらの狩猟者が他の者に雇用されていなく及び他の者に獣皮を引き渡す契約を結んでいないことを条件とする。

第八条

1 各当事国は、いかなる者又は船舶に対しても、第三条に定める禁止を犯す目的のために自国の港湾又はその領域のいずれの部分をも使用させないことに同意する。

2 各当事国は、さらに、第三条にいう北太平洋の区域において捕獲されたおつとせいの獣皮(繁殖区域でソヴィエト社会主義共和国連邦又はアメリカ合衆国が捕獲したもの、附表に従つて調査目的のため海上で捕獲したもの、第七条の規定に基いて捕獲したもの、第六条の規定に基いて没収されたもの及び意図せず捕獲して当事国の所有に帰したものを除く。ただし、それらの除外されたすべての獣皮は、関係当事国の当局が正式に

印を附して正当に証明しなければならぬ。)の自国の領域への輸入及び搬入並びに同領域内における取引を禁止することに同意する。

第九条

1 各当事国は、各猟期に陸上で商業的に捕獲されるおつとせいの獣皮の総数のうち、数及び価額の双方から見ても次の百分率に相当する獣皮が各猟期の終りに引き渡されることに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦から

カナダへ 十五パーセント

日本国へ 十五パーセント

アメリカ合衆国から

カナダへ 十五パーセント

日本国へ 十五パーセント

2 各当事国は、受領当事国の権限を与えられた機関に対し、前記のおつとせいの獣皮を捕獲の場所又は両当事国間で相互に合意する他の場所において引き渡すことに同意する。

3 西太平洋における海上調査の直接及び間接の費用を一層公平に分担するため、次のことが合意される。

(a) 商業的猟獲がコマンドー群島及びロベン島の双方の獣群について行われ、かつ、西太平洋の区域内の海上調査がおつとせいで二千頭以上の水準で行われる各年においては、

(1) カナダ及び日本国は、1に定めるソヴィエト社会主義共和国連邦によるおつとせいの獣皮の引渡を受けないこと並びに

(2) アメリカ合衆国は、1に定めるカナダ及び日本国に対する引渡をそれぞれ三百七十五頭分の獣皮だけ増加すること。

(b) 商業的猟獲がコマンドー群島又はロベン島のいずれか一方の獣群のみについて行われ、かつ、西太平洋の区域内の海上調査がおつとせいで千頭以上の水準で行われる各年においては、

(1) カナダ及び日本国は、1に定めるソヴィエト社会主義共和国連邦によるおつとせいの獣皮の引渡を受けないこと並びに

(2) アメリカ合衆国は、1に定めるカナダ及び日本国に対する引渡をそれぞれ百八十八頭分の獣皮だけ増加すること。

第十条

1 各当事国は、この条約の遵守を確保するために必要な法令を制定し、及び施行し、並びにこの条約の規定をその違反に対する適当な刑罰を設けることによつて実効的にすることに同意する。

2 当事国は、さらに、第三条に規定するおつとせいの海上猟獲の禁止を含むこの条約の目的を達成するために

るために適当な措置を執ることに同意し、相互に協力することに同意する。

第十一条

当事国は、第五条2(e)の規定に従つて委員会が行う勧告を審議し、及び北太平洋のおつとせいの獣群の最大の持続的生産性を達成するために望ましい協定について決定するため、この条約の第六年度の初期及び、第十三条4の規定に基いてこの条約の効力が延長されたときは、その後の年に会合することに同意する。前記のその後の年は、第六年度の初期の会合において当事国が定めるものとする。

第十二条

いずれかの当事国が、この条約の当事国が負うべき第二条3、4又は5に定める義務その他の義務が履行されていないと認め、かつ、その旨を他の当事国に通告したときは、すべての当事国は、その通告を受領してから三箇月の期間内に、是正措置の必要及び性格について協議するた

め会合するものとする。その協議により是正措置の必要及び性格について合意が得られなかつた場合には、いずれの当事国も、他の当事国に対してこの条約を終了させる意思を書面で通告することができ、これにより、この条約は、第十三条4の規定にかかわらず、その通告の日付の日

から九箇月ですべての当事国につき終了するものとする。

第十三条

1 この条約は、批准されるものとし、その批准書は、できる限りすみやかにアメリカ合衆国政府に寄託されるものとする。

2 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書につき他の署名政府に通告を行うものとする。

3 この条約は、四番目の批准書の寄託の日効力を生ずるものとする。こうして効力を生じたときは、第九条1及び2の規定は、千九百五十六年六月一日から効力を生じていたものとみなす。ただし、当事国が、その国内法に基づき、自国の管轄権の下にあるすべての者及び船舶によるおつとせいの海上猟獲の禁止及びその実効的防止を署名の日から就緒して行つていたことを条件とする。

4 この条約は、六年間有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせいの条約が当事国間で効力を生ずる時又は前記の六年の期間後一年が経過する時のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、第十一条に定める第六年度の初期の会合において当事国が行う決定によりこの条約の効力をさらに一定期間だけ延長することができる。

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件 外一件 六九八

5 この条約の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、この条約の各署名政府にその認証圖本を送付するものとする。

以上の証拠として、各自の政府から正当に委任を受けた下名は、この条約に署名した。

千九百五十七年二月九日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語及びロシア語により本書を作成した。

カナダ政府のために

A・D・P・ヒートニー

G・R・クラーク

日本国政府のために

谷正之

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

G・ザルビン

アメリカ合衆国政府のために

ウィリアム・O・ヘリント

アーニー・J・スオメラ

附表

1 アメリカ合衆国は、最初の四年の各年においてプリビロフ群島上のおつとせいの黒色乳幼鯨五万頭に標識を附するものとする。

2 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、最初の四年の各年においてコマンドー群島上のおつとせいの黒

色乳幼鯨の二十五パーセント及びロベン島上のおつとせいの黒色乳幼鯨の二十五パーセントに標識を附するものとする。

3 おつとせいの海上捕獲が第四条3の規定に基づき一年以上の年数の間停止された場合には、停止の年数に相応する年数の間前記の率で引き続きおつとせいの黒色乳幼鯨に標識を附するものとする。

4 アメリカ合衆国は、毎年千二百五十頭から千七百五十頭までの間の頭数のおつとせいを調査目的のため東太平洋の海上で捕獲するものとする。

5 カナダは、毎年五百頭から七百五十頭までの間の頭数のおつとせいを調査目的のため東太平洋の海上で捕獲するものとする。

6 日本国は、西太平洋の海上で次の頭数のおつとせいを捕獲するものとする。

(a) 海上調査が行われる一年目及び二年目の各年において二千七百五十頭から三千二百五十頭までの間の頭数

(b) 海上調査が行われる残りの四年の各年において千四百頭から千六百頭までの間の頭数

7 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、西太平洋の海上で次の頭数のおつとせいを捕獲するものとする。

(a) 海上調査が行われる一年目及び二年目の各年において七百五十頭から千二百五十頭までの間の頭数

(b) 海上調査が行われる残りの四年の各年において四百頭から六百頭までの間の頭数

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔山本利壽君登壇〕

○山本利壽君 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件及び北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、捕鯨取締条約の議定書について申し上げます。この議定書は一九四六年ワシントンで署名されました国際捕鯨取締条約の一部を改正するものでありまして、昨年十一月十九日にワシントンで作成され、わが国も同月二十九日同地で署名を了しました。

捕鯨の国際的取締りにつきましては、わが国も参加しております。国際捕鯨取締条約がありまして、捕鯨の具体的な規制措置は条約に付属する付表に定められ、この付表の規定は国際捕鯨委員会が修正する権限を持っております。

今回改正の第一点は、現在ヘリコブタその他の航空機は捕鯨条約の規制の範囲内に入っておりませんが、将来これによる鯨の無秩序な捕獲等が行われるおそれもありますので、条約中の捕鯨船の定義にこれらの航空機をも加えることにいたしましたことであります。

改正の第二点は、国際捕鯨委員会が付表修正権限を有する事項中に、監督の方法を新たに加えたことでもあります。いずれの改正も、わが国としては、鯨の捕獲が無秩序に行われることを防ぎ、かつ、適時適正な監督の方法を考へることでありまして、何ら異議のないところであります。

次に、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は、一昨年十一月から、ワシントンで、関係国である日、米、加、ソの四カ国の代表が参集いたしました。北太平洋オットセイ会議を開催し、長期にわたり交渉を行なった結果、去る二月九日に至り署名の運びとなったものであります。

この會議においては、北太平洋のオットセイの海上捕獲の限度ないしはその可否につき明確な結論を得るに到らなかったもので、結局、オットセイの適正な捕獲方法を決定するため必要な科学的調査の実施を主たる内容とするこの暫定条約に落ちつくこととなったのであります。この科学的調査においては、各加盟国が一定数のオットセイを海上で捕獲して行う調査も含まれて

おります。このほか、この条約には、科学的調査の期間中、商業的捕鯨を禁止する旨の規定、米、日及びソ連が陸上で捕獲した鯨皮を一定の割合で日本及びカナダに配分する旨の規定があり、有効期間は六年であります。わが国は、この条約に参加することによって、条約に定める調査を行い、その結果、オットセイ資源の実態をつまびらかにし、また、同資源と他の有用な漁業資源との関係を明らかにした上で、オットセイの最も適正な捕獲方法の決定と、その恒久的な保存とを期することができると考えております。

この条約は、大局的に見て、わが国の利益に合致するものであると考えられるのでございます。

以上二案件は、いずれも三月二十五日外務委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、特にオットセイ条約につきましては、農林水産委員会との連合審査会を開き、かつ、利害関係者を有する参考人を招致し、意見を聴取する等、慎重審議を重ねましたが、その詳細は會議録により御了承をいただきたいと存じます。

質疑終了の後、四月二十六日、右二案件につき一括して討論を行い、日本社会党松本七郎君から賛成の意が表明せられ、直ちに採決の結果、二案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第十三 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第十三、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事横越重吉君。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第三十条を「第三十条の二」に、「第八十八条・第八十九条を「第八十八条」に改める。
第二十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担に

おいて療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行わない。
第四章第一節第三十条の次に次の一条を加える。

(不正受給者等からの費用の徴収) 第三十条の二 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用(その給付が療養であるときは、第三十三条第一項第三号又は第四号の規定により支払ったこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十三条第一項第四号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険医をいう。以下同じ)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十三条第一項第一号から第三号まで中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同項第三号中「健康保険

法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ六」を「健康保険法第四十三条ノ九」に、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」と同法第四十三条ノ八の規定の例により算定する一部負担金(以下「一部負担金」という)に相当する金額の全部又は一部」に改め、同項第四号中「保険医又は保険薬剤師を」保険医療機関又は保険薬局に、「厚生大臣の定める基準によつて」を「厚生大臣の定める基準(当該基準の範囲内において組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めた基準)によつて」に、「厚生大臣の定める基準による初診料を」一部負担金に改め、同条第二項中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」と、薬剤の支給若しくは手当に、「厚生大臣の定める基準による初診料を」一部負担金に改め、同条第三項を削る。

第三十四条第一項中「被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、被扶養者は」に、「任意の医療機関からこれを」第三十二条第一項第一号から第四号までの療養に、「組合は、同条を」組合は、前条に

改め、同条の次に次の一条を加える。
(保険医療機関等の療養費及び家族療養費)
第三十四条の二 組合員又は被扶養者が保険医療機関又は保険薬局から第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医療機関又は保険薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたときは、組合は、第三十三条第一項第四号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、療養費又は家族療養費として、組合員に支給することができる。

第三十五条 次のように改める。
(保険医療機関等の療養担当等)
第三十五条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険薬剤師をいう。以下同じ)は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及び被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」の下に「又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を加える。
第八十三条第四項中「第三十三条及第三十四条の二」に改め、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「医療機関から」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿を」当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録に改め、同条第五項中「立入検査を」質問をし、又は検査に改め、同条第六項中「立入検査を」質問又は検査に改める。
第八十八条を次のように改め、第八十九条を削る。
(罰則)
第八十八条 医師、歯科医師、薬剤

昭和三十一年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十三條第四項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則第四條第四項中「増加恩給」の下に「並びに恩給に関する法令の規定による傷病年金及び傷病賜金」を加える。

附則第五條第一項第一号ただし書中「加算されることとなつてゐる年月数」の下に「（法律第百五十五号附則第二十四条第二項又は第三項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつてゐる年月数を除く。）を加え、同号ハ中「恩給公務員期間」の下に「（法律第百五十五号附則第二十四条第一項の規定により、同法の施行後に軍人恩給以外の恩給を受ける権利の規定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されたものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

恩給法の特例に關する件
(昭和二十一年勅令第六十八号)の施行前に裁定を受けた
旧軍人、旧準軍人又は旧軍属
(法律第一百五十五号附則第十

条第一項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。）の一時恩給の基礎となつていた恩給公務員期間（法律第百五十五号附則第二十四条第一項の規定により、同法の施行後に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されたものを除く。）

附則第五條第三項中「附則第十
一條第一項及び第三十六條」を「及び
附則第十一條第一項」に改め、同項
に次の一号を加える。

三 その他前二号に掲げる者に準ずる国家公務員又は地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行前における地方公務員に相当するものを含む。）で運営規則の定めるもの

附則第九条及び第十条を次のよう
に改める。

(年金受給資格に関する特例)

第九條 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の在職年の年月数（法律第百五十五号附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在职年に算入されることとなつてゐる实在職年の年月数を除く。以下同じ。）と施

行日以後の組合員期間の年月數とを合算した年月數が十七年以上であるときは、第五十條第一項本文及び第五十四條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廢疾一時金は支給しない。

第十條 削除

第十条 削除

附則第十一条第一項中「更新組合員の下に〔附則第九条の規定の適用を受ける者を除く。〕」を加え、「第五十条第一項及び第五十四条第一項を〔第五十条第一項本文及び第五十四条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項〕に、「退職一時金」を「退職一時金又は磨疾一時金」に改め、同項第一号中「国家公務員」の下に「臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。〕」を加え、同項に次の一号を加える。

五 旧組合に使用された者（運営規則で定める者に限る。）又は職員として施行日まで引き続いてゐる期間のうち、職員であつた期間及び恩給公務員期間を除いた期間

附則第十八条第一項中「附則第五
条第一項第一号」を「附則第五
条第一号本文」に改める。

附則第十九條第一項中「以下「普通恩給」といふ。」（軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給

を除く。以下この項、附則第二十四条第四項及び第五項並びに附則第二十五条第四項及び第五項において同

じ。』を「（軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」といふ。）」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 施行日の前日に恩給

公務員であつた更新組合員又は施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員であつた者で増加恩給等を受ける権利を有するものが、総理府令の定めるところにより、昭和三十二年七月三十一日までに当該増加恩給を受けることを希望しない旨を総理府恩給局長に申し出たときは、当該増加恩給を受ける権利は、施行日の前日において消滅したものとみなす。

3 附則第十六条第三項の規定は、前二項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定による申出をした者がその時までには支給を受けた恩給の返還については、恩給法第六十四条ノ三第一項の規定を準用する。この場合において

て、同項中「再就職ノ月」(再就職後一時恩給給付ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月)とあるのは「申出ノ月」と、「一年」とあるのは「二年」と読み替えるものとす。

附則第二十條第三項中「附則第十七條」の下に「及び第十八條」を加える。

附則第二十二條第九項に次のただし書を加える。

ただし、第二項の規定による年金については、附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならばその者の受けるべき普通恩給の額に相当する金額は、支給する。

附則 第十條		附則 第九條	
前 條	施行 日	附則第五 條第一項	施行 日
附則第二十六條第一項において準用する附則第九條	転入した日	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項	転入した日

先

附則第九條	施行日	転入した日
附則第十一條第一項	附則第九條	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條

附則第十八條第一項	施行日	転入した日
附則第十五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第十五條第一項第一号	

附則第十八條第一項	施行日	転入した日
附則第十五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第十五條第一項第一号	

改める。

附則第三十六條中「職員」の下に「日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前におけるこれらの者に相当する者を含む。」を加える。

別表第四療疾の程度三級の項第八号中「又はおま指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

別表第六中	十九年六月以上二十年未満	四八五日
-------	--------------	------

十九年六月以上二十年未満	四八五日
二十年以上	四八五日に十九年六月以上六月を 増すごとにその六月につき一五日 を加えた日数

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十條の次の一條を加える改正規定、第三十三條及び第三十四條の改正規定、第三十四條の次に一條を加える改正規定、第三十五條、第八十三條及び

第八十八條の改正規定、第八十九條を削る改正規定並びに附則第二項から第四項まで及び第六項の規定(以下「健康保険法の改正に伴う改正規定等」という。)は、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(一部負担金に関する経過措置)

2 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該病室又は負傷及びこれらにより発生した病室については、改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)第三十三條第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後引き続き当該病室又は負傷及びこれらにより発生した病室により病院又は診療所に収容されている間に限る。

3 組合は、当分の間、組合員が新法第三十三條第一項第四号ただし書の規定により一部負担金を支払ったことにより生じた余剰財源の範囲内で、運営規則で定めるところにより、一部負担金の払戻しその他の措置を行うことができる。

(療養費に関する経過措置)

4 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

(給付の支給期間に関する経過措置)

5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前に支給を開始した療養の支給期間については、新法第三十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る病室又は負傷及びこれらにより発生した病室についての療養費又は家族療養費の支給期間については、同様とする。

(従前の行為に関する罰則の適用)

6 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長期給付に関する経過措置)

7 新法附則第五條第一項第一号及び第三項、第九條並びに第十一條第一項(これらの規定を附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。)、第二十條第三項並びに別表第六の規定は、更新組合員又は転入組合員がこの法律の施行前に退職し、又は死亡した場合についても、適用する。

8 新法附則第二十二條第二項、第三項及び第九項の規定は、この法律の施行前に未帰還更新組合員について支給すべき年金についても、適用する。

(日本国有鉄道法の一部改正)

9 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第五十六條から第五十九條までを次のように改める。
(国家公務員等退職手当暫定措置法の適用関係)

第五十六條 日本国有鉄道の職員が引き続きその役員となつた場合は、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)の適用については、これを退職とみなす。
第五十七條から第五十九條まで削除

附則

10 改正後の日本国有鉄道法第五十六條の規定は、昭和三十一年七月一日以後日本国有鉄道の職員が引き続きその役員となつた場合について、適用する。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「附則第二項から第四項まで及び第六項の規定(以下「健

康保險法の改正に伴う改正規定等」といふ。は、健康保險法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第二号）の施行の日を「附則第二項及び第七項の規定は昭和三十二年五月一日から、附則第三項から第五項までの規定は同年七月一日」に改める。

附則第十項を附則第十一項とし、附則第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、附則第六項中「健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前」を「昭和三十二年五月一日前」に改め、同項を附則第七項とし、附則

改正後の公共企業体職員等共済組
合法(以下「新法」といふ。)第三十
三条及び第三十四条の二の規定の
適用については、新法第三十三條
第一項第三号中「同法第四十三條
ノハの規定の例により算定する一
部負担金(以下「一部負担金」とい
ふ。)に相当する金額の全部又は一
部」とあるのは、「健康保険法の一
部を改正する法律(昭和三十三年
法律第四十二号)附則第五条の規
定の例による一部負担金(以下「一
部負担金」といふ。)に相当する金
額」と読み替えるものとする。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔橫錢重吉君登壇〕

月「日前」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の前の見出しを削り、同項中「健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際を」と昭和三

○横鏡重吉君　ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

十二年七月一日において「改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）を「新法」に、「健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後」を「同日以後」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項

この法律案は、前国会より引き続き継続審議されました健康保険法の改正案に照応し、公共企業体職員等共済組合法につきましても所要の改正を行うとともに、あわせて長期給付に関する規定を整備することとしたしております。

(二) 部負担金に関する経過措置

2 昭和三十二年五月一日から同年六月三十日までの間においては、

ともに、保険医療機関に関する規定、不正受給者等に関する規定についても所た。

附帯決議は次の通りであります。

公共企業体職員等共済組合法の
一部を改正する法律案に対する
附帯決議

附帶決議

先に国鉄等の職員として在職した者であつて、所屬庁の承認又は勸奨をうけ、外地鉄道会社等に勤務し、かつ終戦後再び職員となり、以後引續いて職員である者の、当該外地鉄道会社等に勤務していた期間は、組合員としての期間に算入されないこととする。

日程第十四

昭和三十年 度一般会計 予備費使用 總調書（そ の2）	昭和三十年 度特別會計 予備費使用 總調書（そ の2）	昭和三十年 度特別會計 予算總則 第十條に基 く使用總調 書	昭和三十年 の件） を求め （承諾
---	---	---	----------------------------

(承諾を求め
るの件)

度特別會計
予算總則
第十一條に
基く使用總
調書

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書
(その1)

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調査
(その1)

日程第十五 昭和三十年度一般会
計国庫債務負担行為総調書

日程第十六 昭和三十一年度一般
會計国庫債務負担行為総調書

副議長(杉山元治郎君) 日程第十

、昭和三十年度一般会計予算備費使用調査(その2)外五件(承諾を求める件)、日程第十五、昭和三十年度一般計国庫債務負担行為総調査、日程第

であります。
本案並びに修正案につきましては、審議の結果、昨二十六日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決をいたしましたところ、いずれも起立多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次いで、横山委員より附帯決議が提出せられ、採決の結果、全会一致を

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。
よって、本案は委員長報告の通り決しました。

計國庫債務負擔行為總調查、日程第

十六、昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書、右八件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長青野武一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔青野武一君登壇〕

○青野武一君 ただいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)外五件の承諾を求めるの件並びに昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書外一件について、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、いずれも本年二月十二日本委員会に付託せられ、二月十九日池田大蔵大臣より説明を聴取した後審議に入り、その後数回の審議を重ねたのであります。

まず、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)について御説明申し上げます。

昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円であります。このうち、財政法第三十五条の規定により、昭和三十一年四月十五日から同年十二月二十七日までの間において使用を決定いたしました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会において本院は承諾を与えたのであります。その後、昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までの間において、郵政事業特別会計における業務運営の緊急措置に必要な経費、厚生保険特別会計における日雇健康保険給付に必要な経費、失業保険特別会計における業務量の増加に伴い必要な経費等に六億千余万円の使用を決定いたしております。

次に、昭和三十一年度特別会計予算総則第十條に基く使用総調書及び昭和三十一年度特別会計予算総則第十一條に基く使用総調書について御説明申し上げます。

昭和三十一年度特別会計予算総則第十條及び第十一條の規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出いたしました特別会計は、交付税及び譲与税配付金、厚生保険及び郵政事業の三特別会計でありまして、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計において昭和三十一年三月二十三日支出しました地方道路譲与税配付金に必要経費四億二千八百万円、厚生保険特別会計において昭和三十一年三月二十七日支出しました日雇健康保険給付に必要な経費一億三千万円及び郵政事業特別会計において昭和三十一年三月三十日支出しました業務量の増加に必要な経費十億四千五百余万円でありました。

次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)について御説明いたします。

昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円であります。このうち、政府は、財政法第三十五条の規定により、昭和三十一年四月九日から同年十二月二十八日までの間において、河川等災害復旧事業に必要な経費、北海道災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費等に五十六億六千六百余万円の使用を決定いたしました。

次に、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)について御説明申し上げます。

昭和三十一年度特別会計の予備費の予算総額は七百六十六億九千余万円でありまして、このうち、政府は、昭和三十一年五月三十一日から同年十二月二十八日までの間において、中小企業信用保険特別会計における保険金支払いに必要な経費、漁船再保険特別会計における給与再保険金支払いに必要な経費、国有林野事業特別会計における営林署庁舎火災復旧等に必要経費等に二億六千四百余万円の使用を決定いたしました。

以上六件につきましては審議の詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、本件は本月二十六日審議を終了し、直ちに採決に入つたのであります。その際、自由民主党山本委員から、右はいずれも承諾を与えるべき旨の動議が提出されました。採決の結果、全会一致をもって山本委員の動議の通り議決いたしました次第であります。

次に、昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書につきまして御説明申し上げます。

昭和三十一年度一般会計におきまして、財政法第十五条第二項の規定に基き、災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為をすることができ金額は三十億円であります。このうち、昭和三十一年十二月二十七日閣議の決定を経ました南極観測用船宗谷の改装に必要な経費四億六千七百余万円につきましては、第二十四回国会においてその報告を受けたのであります。その後、政府は、岐阜少年院寮舎火災復旧につきまして、昭和三十一年三月二日閣議の決定を経て、

総額九百余万円の範囲内で国が債務を負担する行為をすることといたしております。

次に、昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書につきまして御説明申し上げます。

昭和三十一年度一般会計におきまして、財政法第十五条第二項の規定に基き、災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為をすることができ金額は三十億円であります。このうち、政府は、国立競技場の建設につきまして、昭和三十一年十二月十四日閣議の決定を経て、総額九億五千万円の範囲内で国が債務を負担する行為をすることといたしております。

以上二件につきましては、本月二十六日審議を終了し、採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決した次第であります。

以上で御報告を終わります。

○副議長(杉山元治郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第十四の六件を一括して採決いたします。六件は委員長報告の通り承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、六件とも委員長報告の通り承諾を与えるに決しました。

次に、日程第十五及び第十六の両件を一括して採決いたします。両件の委員長の報告はいずれも異議がないと決したものであります。両件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告の通り決しました。

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案(永山忠則君外五名提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、永山忠則君外五名提出、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

学校教育法の一部を改正する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案、右三案を一括して議題いたします。委員長の報告を求めます。文教委員長各川保君。

学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百二条の二 第二十二條第一項又は第三十九條第一項に規定する養護学校における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間は、これらの規定により精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女を小学校又は中学校に就学させる義務を負う保護者がその子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させているときは、その保護者は、これらの規定による義務を履行しているものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「及び、学校」を、

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により市町村立の養護学校の教職員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)

第三十七條第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に關しては、同法附則第十七條、第十八條、第二十一条、第二十二條及び第二十四条の規定の例による。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

3 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

(市町村立学校教職員給与の都道府県負担)
第四条 都道府県は、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の定めるところにより、市町村立の養護学校の教職員の給料その他の給与を負担する。

第五条第一号中「中学部の」を「中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる」に改める。

4 (教育公務員特例法の一部改正)
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の五第二項中「公立養護学校整備特別措置法第四條第一項に規定する」を削る。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案

第一条の改正規定中「に改める」を「に改め、特殊勤務手当の下に、時間外勤務手当(事務職員に係るものとす)を加える」に改める。

附則に次の一項を加える。

(時間外勤務手当に係る改正規定の適用)
5 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用があるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案
国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案

国立又は公立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をい、大学を除く。以下同じ。)の事務職員(文部事務官である者又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。)が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされている国立又は公立の学校の事務職員に對しては、この法律の施行の日に於いて休職を命ぜられたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、当該休職の期間には、従前の休職期間を通算するものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔長谷川保君登壇〕

○長谷川保君 たいい議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案の三案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を申し上げます。

まず最初に、学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は内閣の提出にかかり、その要旨は、精神薄弱、身体不自由、その他心身に故障のある子女の保護者が、その子女を養護学校に就学させているときは、養護学校教育の義務制が実施されるまでの間、その保護者は就学義務を履行しているものとみなす旨の規定をするものであります。

本案は、去る三月十四日当委員会に付託されて以来、養護教育の現況及び

未就学児童生徒に対する施策など、養護教育振興のため各般にわたつて慎重に審議を重ねて参りましたが、その詳細については会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、四月二十七日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、内閣提出にかかる市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、市町村立の養護学校の教職員を市町村立学校職員給与負担法の第一条に規定する教職員となし、もつてその任免等身分の取扱ひ、恩給等の基礎になる在職期間の通算等を市町村立の中小学校、盲ろう学校の教職員と同様のものに改めるとともに、関係法律の整備を行うものであります。

本案は、去る三月十四日当委員会に付託されて以来、理事会において慎重に検討されて参りましたが、四月二十七日に至りまして、小牧次生君から本案に対する修正案が提出せられました。その修正案の要旨は、市町村立義務教育諸学校の事務職員の時間外勤務手当が、現在は市町村の負担となつて

いるがために、ややもすれば市町村財政のいかによつて左右され、適正を失するうらみが認められるので、この際給料その他の給与と同様に都道府県負担と規定して、その実支出額の二分

の一を国に負担させようとするものであります。本修正案に對しましては、時間外勤務手当の国庫負担額及び給与総額に対する支給率など、学校事務職員の待遇について細部にわたつて慎重に審議されたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、修正案に對する文部大臣の意見を聴取した後、修正案及び本案に對し、それぞれ討論を省略し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第でございます。

最後に、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、永山忠則君外五名の提出にかかるものであります。その要旨は、大学を除く国立または公立の学校の事務職員が、結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職されたときには、その休職の期間及び休職期間中の給与は、教育公務員特例法の規定を準用することにより、教員と同様の措置を講ぜんとするものであります。

本案は、四月二十七日当委員会に付託され、直ちに審議に入り、学校事務職員の待遇改善に對する政府の具体的措置を究明するなど、各般にわたつて十分に検討が加えられたのであります

が、それらの詳細に關しては会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。かくて、四月二十七日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 三案を一括して採決いたします。三案中、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正であり、他の二案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り決しました。

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。国土総合開発特別委員長五十嵐吉藏君。

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

東北興業株式会社法の一部を改正する法律

東北興業株式会社法(昭和十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東北開発株式会社法

第一条から第三条までを次のように改める。

第一条 東北開発株式会社ハ東北地方ノ開発ヲ促進シ國民經濟ノ發展ニ寄与スル為同地方ニ於ケル殖産興業ニ必要ナル事業ヲ営ムコトヲ目的トスル株式会社トス

第二条 本法ニ於テ東北地方トハ青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及新潟県ノ区域トス

第三条 東北開発株式会社(以下「会社」ト称ス)ノ株式ハ額面株式トス

政府ハ予算ノ範圍内ニ於テ会社ニ對シ出資スルコトヲ得

第四条中「東北興業株式会社」を「会社」に、「帝國臣民」を「日本國民」に、「帝國法人」を「日本國法人」に改める。

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

七〇六

第五條中「東北興業株式会社」を「会社」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第一章第五條の次に次の一條を加える。

第五條ノ二 会社ニ非ザル者ハ東北興業株式会社ノ名称ヲ以テ其ノ商号ト為スコトヲ得ズ

第六條を次のように改める。

第六條 会社ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事七人以内

内總裁一人副總裁一人

二 監事二人以内

第七條第一項を次のように改める。

總裁ハ会社ヲ代表ス

第七條第三項を次のように改め、

同條第四項中「東北興業株式会社ノ業務」を「会社ノ會計」に改める。

理事ハ理事会ヲ構成シ会社ノ業務執行ヲ決ス

第八條を次のように改める。

第八條 總裁及副總裁ハ内閣総理大臣ノ任命シ其ノ他ノ理事及監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ候補者ヲ選舉シ内閣総理大臣其ノ中ヨリ之ヲ命ズ

理事ノ任期ハ四年監事ノ任期ハ二年トス

第九條中「總裁、副總裁及理事」を「理事」に、「他ノ職務又ハ商業」を「他ノ報酬アル職務又ハ營業」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

「第三章 營業」を「第三章 事業」に改める。

第十條各号列記以外の部分中「東北興業株式会社」を「会社」に改め、

同條第五号中「振興」を「ノ開発」に改め、同号を同條第六号とし、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 産業立地条件ヲ整備スル為必要ナル施設ニ関スル事業

「第四章 東北興業債券」を「第四章 東北開発債券」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 会社ハ商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ニ拘ラズ資本及準備金ノ總額ノ五倍ヲ限リ東北開發債券ヲ發行スルコトヲ得

第十二條中「東北興業債券」を「東北開發債券」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二條ノ二及び第十三條中「東北興業債券」を「東北開發債券」に改める。

第十四條中「東北興業債券」を「東北開發債券」に、「東北興業株式会社」を「会社」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ先取特權ノ順位ハ民法（明治二十九年法律第八十九号）ノ規定ニ依ル一般ノ先取特權ニ次グモノトス。

第十五條中「東北興業株式会社」を「会社」に、「東北興業債券」を「東北開發債券」に改める。

第十六條中「東北興業株式会社」を「会社」に、「毎營業年度」を「毎決算期」に改める。

第十七條中「政府ハ東北興業株式会社」を「内閣総理大臣ハ本法ニ定ムル所ニ依リ会社」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條 会社新株ヲ發行セントスルトキ、弁済期限一年ヲ超ユル資金ノ借入ヲ為サントスルトキ又ハ命令ヲ以テ定ムル重要ナル財産ヲ讓渡シ担保ニ供シ若ハ有價ニテ取得セントスルトキハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十九條中「定款ノ變更」の下に「資本ノ減少」を加え、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十條中「東北興業株式会社ハ政府」を「会社ハ内閣総理大臣」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 会社ハ毎營業年度開始前ニ事業計画、資金計画及収支予算ヲ設定シ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條ノ二 会社ハ毎營業年度終了後三月以内ニ其ノ營業年度ノ財産目録、貸借対照表及損益計算書並營業報告書ヲ内閣総理大臣ニ提出スベシ

第二十二條中「政府ハ東北興業株式会社」を「内閣総理大臣ハ会社」に、「振興上」を「ノ開発促進上」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 会社ノ業務ヲ監視セシムルタメ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ東北開發株式会社監理官ヲ置ク

第二十四條中「東北興業株式会社監理官」を「東北開發株式会社監理官」に、「東北興業株式会社」を「会社」に改める。

第二十五條中「政府ハ東北興業株式会社」を「内閣総理大臣ハ会社」に改める。

第二十五條ノ二を次のように改める。

第二十五條ノ二 会社ハ法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律第一條ノ規定ニ拘ラズ毎決算期ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ為スコトヲ要セズ

会社ハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エテ利益ノ配當ヲ為ス場合ハ其ノ割合ヲ超エテ配當シ得ベキ利益金額ヲ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シテハ一政府ノ所有スル株式ニ對シテハ一政府ノ所有スル株式ニ對シテハ五ノ割合ヲ以テ配當スベシ但シ政府ノ所有スル株式ニ對スル利益ノ配當ガ年百分ノ十ノ割合ヲ超ユルコトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 内閣総理大臣第十二條又ハ第十八條乃至第二十一條ニ定ムル認可ヲ為サントスルトキハ大蔵大臣ト協議スベシ但シ第十九條ニ定ムル認可ニ付テハ資本ノ減少ノ決議ニ係ルモノニ限ル

第二十六條ノ二及び第二十六條ノ三を削る。

第二十七條各号列記以外の部分中「東北興業株式会社」を「会社」に、「百円以上二千円以下」を「三十万円以下」に改め、「副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ処スルコト亦同ジ」を削り、同條第三号及び第四号中「東北興業債券」を「東北開發債券」に改める。

第二十八條中「東北興業株式会社ノ總裁、副總裁及理事」を「会社ノ理事」に、「二十円以上二百円以下」を「三十万円以下」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 会社ノ理事、監事其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処スルヲ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行

對シテハ一政府ノ所有スル株式ニ對シテハ五ノ割合ヲ以テ配當スベシ但シ政府ノ所有スル株式ニ對スル利益ノ配當ガ年百分ノ十ノ割合ヲ超ユルコトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條を次のように改める。

為シザザリシトキハ五年以下ノ
懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂
ハ之ヲ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ
没収スルコト能ハザルトキハ其ノ
価額ヲ追徴ス

第二十九條ノ次に次の二條を加え
る。

第二十九條ノ二 前條第一項ノ賄賂
ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ
為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ
三十万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罰ヲ犯シタル者自首シタル
トキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス
ルコトヲ得

第二十九條ノ三 第五條ノ二ノ規定
ニ違反シタル者ハ五万円以下ノ過
料ニ処ス

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算
して三月をこえない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

(商号についての特例)

2 改正後の東北開発株式会社法第
五條ノ二の規定は、この法律の施
行の際現にその商号中に東北開発
株式会社という文字を使用してい
る者については、この法律の施行
の日から起算して六月間は、適用
しない。

(登録税の免除)

3 この法律による商号の変更に伴

い必要な登記については、登録税
を免除する。

(罰則の経過規定)

4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

(政令への委任)

5 この附則に定めるもののほか、
この法律の施行に関し必要な事項
は、政令で定める。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法
律第百十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三條第四号を次のように改め
る。

四 削除
第四條第三項中「第四号」を「第
五号」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

7 経済企画庁設置法(昭和二十七
年法律第百六十三号)の一部を
次のように改正する。

第四條第二十号への次に次のよ
うに加える。

ト 東北開発株式会社法(昭
和十一年法律第十五号)

第九條第四号の次に次の一号を
加える。

五 東北開発株式会社を監督す
ること。

第十二條に次の二項を加える。

7 開発部に東北開発株式会社監
理官一人を置く。

8 東北開発株式会社監理官は、
命を受け、東北開発株式会社法
第二十四條に定める事務を行
う。

(行政機関職員定員法の一部改正)

8 行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第百二十六号)の一部を
次のように改正する。

第二條第一項の表の総理府の項
中「三六六人」を「三六七人」に、
「一九、七二一人」を「一九、七二二
人」に、同表の建設省の項中「九
九、〇七人」を「九、九〇六人」に改め
る。

(登録税法の一部改正)

9 登録税法(明治二十九年法律第
二百七号)の一部を次のように改
正する。

第六條第十一号中「東北興業債
券」を削る。

(経済関係罰則の整備に関する法
律の一部改正)

10 経済関係罰則の整備に関する法
律(昭和十九年法律第四号)の一部
を次のように改正する。

別表乙号中「東北興業株式会社」
を「削除」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

11 租税特別措置法(昭和三十三年
法律第 号)の一部を次のよう
に改正する。

第八十四條中「及び株式会社科
学研究」を「株式会社科学研究
及び東北開発株式会社」に改め、
同条に次の一項を加える。

2 東北開発株式会社が発行する
社債で、商法第三百三條の規定
による払込があつた日(売出の
方法により発行した場合におい
ては、売出満了の日)から最終
の償還期限に至る期間が一年を
こえるものの払込の登記につい
ての登録税の額は、登録税法第
六條第十一号の規定にかかわら
ず、千分の一・五とする。

東北興業株式会社法の一部を改正
する法律案に対する修正案

東北興業株式会社法の一部を改
正する法律案に対する修正

東北興業株式会社法の一部を改正
する法律案の一部を次のように修正
する。

附則第十一項の次に次の一項を加
える。

(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律の一部改正)

12 私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律(昭和二十二年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六六條中「東北興業株式会社」
を「東北開発株式会社」に改める。
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔五十嵐吉蔵君登壇〕

○五十嵐吉蔵君 ただいま議題となり
ました東北興業株式会社法の一部を改
正する法律案について、委員会におけ
る審査の経過及び結果を御報告申し上
げます。

本案は、東北地方開発の重要性にか
んがみ、東北興業株式会社に東北開発
に必要な事業を行わせるため、会社の
名称を変更して東北開発株式会社とす
ることに、その目的を明記し、ま
た、会社が行うべき事業の範囲を拡大
し、新たに産業立地条件を整備するた
め必要な施設に関する事業を加えるこ
ととしたのであります。このほか、会
社に対し政府が予算の範囲内において
出資することができるとを明記し、
会社の役員等、組織について整備する
とともに、会社の監督は内閣総理大臣
が行い、経済企画庁長官がこれを補佐
すること等を規定したことでありま
す。

本案は、去る三月二十六日本委員会
に付託されて以来、慎重審議を重ねた
のでありますが、これら質疑応答の内
容は会議録に議ることといたします。

昨二十六日質疑を終了し、本日、松
澤雄蔵君より、本案に対し、関係法律
の整理を内容とする修正案が提出さ
れ、討論、採決の結果、本案は全会一
致をもって修正案の通り修正議決すべ
きものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

七〇七

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

七〇八

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長菅野和太郎君。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 使用及び販売の業の許可(第三条―第十二条)
- 第三章 使用者、販売業者等の義務(第十三条―第三十三条)
- 第四章 放射線取扱主任者(第三十四条―第三十八条)
- 第五章 放射線審議会(第三十九条―第四十一条)
- 第六章 雑則(第四十二条―第五十条)
- 第七章 罰則(第五十一条―第五十九条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。
- 2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバル

ト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、放射線照射装置等放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

第二章 使用及び販売の業の許可

(使用の許可)

第三条 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器

若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

三 使用の目的及び方法

四 使用の場所

五 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用し、又は設置する施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備

六 放射性同位元素を貯蔵する施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備

(販売の業の許可)

第四条 放射性同位元素を業として販売しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類

四 放射性同位元素の諸善をする施設(以下単に「諸善施設」という。)の位置、構造及び設備

五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

(欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項又は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条の規定により許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 白痴者又は精神病患者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(使用の許可の基準)

第六条 科学技術庁長官は、第三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 使用施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

- 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 四 その他放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害の発生をおそれないこと。
- (販売の業の許可の基準)
- 第七条 科学技術庁長官は、第四条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- 一 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 四 その他放射性同位元素による放射線障害の発生をおそれないこと。
- (許可の条件)
- 第八条 第三条第一項又は第四条第一項の許可には、条件を附することができる。
- 二 前項の条件は、放射線障害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

- 生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。
- (許可証)
- 第九条 科学技術庁長官は、第三条第一項又は第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。
- 2 第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 許可の年月日及び許可の番号
 - 二 氏名又は名称及び住所
 - 三 使用の目的
 - 四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能
 - 五 使用の場所
 - 六 貯蔵施設の貯蔵能力
 - 七 許可の条件
- 3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 許可の年月日及び許可の番号
 - 二 氏名又は名称及び住所
 - 三 放射性同位元素の種類
 - 四 販売所の所在地
 - 五 貯蔵施設の貯蔵能力
 - 六 許可の条件

- 4 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (使用施設等の変更)
- 第十条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。
- 2 使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。
- 3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。
- 4 第二項の規定により変更の許可を受けた使用者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。
- (貯蔵施設等の変更)
- 第十一条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「販売業者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

- て、許可証の訂正を受けなければならない。
- 2 販売業者は、第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。
- 3 第七条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。
- 4 第二項の規定により変更の許可を受けた販売業者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。
- (許可証の再交付)
- 第十二条 使用者及び販売業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官に申請し、その再交付を受けることができる。
- 第三章 使用者、販売業者等の義務
- (使用施設等の基準適合義務)
- 第十三条 使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 販売業者は、その貯蔵施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
- (使用施設等の基準適合命令)
- 第十四条 科学技術庁長官は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。
- 2 科学技術庁長官は、貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者に対し、貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。
- (使用の基準)
- 第十五条 使用者は、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(詰替の基準)

第十六条 使用者及び販売業者は、第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条から第十九条までにおいて同じ。は、放射性同位元素の詰替をする場合において、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(保管の基準)

第十七条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(運搬の基準)

第十八条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く)においては、総理府令(鉄道、軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令)で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(廃棄の基準)

第十九条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(測定)

第二十条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線量率、粒子束密度及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

2 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入つた者について、その者の受けた放射線量、粒子束密度の時間積分量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

(放射線障害予防規定)

第二十一条 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止するため、総理府令で定めるところにより、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 科学技術庁長官は、放射線障害の発生を防止するために必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることができる。

3 使用者及び販売業者は、放射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、科学技術庁長官に届け出なければならない。

(教育訓練)

第二十二条 使用者及び販売業者は、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害予防規定の周知その他放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(放射線障害者の発見)

第二十三条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害が発生しているかどうかを発見するために必要な措置を講じなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十四条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設への立入の制限その他健康上必要な措置を講じなければならない。

(記載義務)

第二十五条 使用者は、総理府令で

定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
- 二 放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用に関する事項
- 三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項
- 四 その他放射線障害に関し必要な事項

2 販売業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(許可の取消等)

第二十六条 科学技術庁長官は、使用者又は販売業者が次の各号の一に該当する場合は、第三条第一項若しくは第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素の販売の停止を命ずることができる。

一 第五条第二号から第五号まで

の二に該当するに至つた場合

- 二 第八条第一項の条件に違反した場合
- 三 第十条第二項又は第十一条第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした場合
- 四 第十四条の規定による命令に違反した場合
- 五 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の技術上の基準に違反した場合
- 六 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条の規定に違反した場合
- 七 第二十九条第一号、第二号若しくは第三号又は第三十条第一号の規定に違反した場合
- 八 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合
- 九 第三十八条の規定による命令に違反した場合

(使用の廃止等の届出)

第二十七条 前条に規定する場合を除き、使用者が放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者がその業を廃止したときは、その使用者又は販売業者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学

技術庁長官に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項又は第四条第二項の許可は、その効力を失う。

3 使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならぬ。

(許可の取消、使用の廃止等に伴う措置)

第二十八条 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者若しくは販売業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなればならない者は、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定する者は、許可を取り消された日若しくは放射性同位

元素の使用を廃止し、若しくは販売の業を廃止した日又は使用者若しくは販売業者が死亡し、若しくは法人である使用者若しくは販売業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を科学技術庁長官に報告しなければならぬ。

3 科学技術庁長官は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないとき、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(譲渡及び譲受の制限)
第二十九条 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を他の使用者又は販売業者に譲り渡す場合

二 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受ける場合

三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出する場合

四 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売

業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

五 第二十七条第一項の規定により届出をしななければならない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

六 第二十七条第三項の規定により届出をしななければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日にその使用者又は販売業者が所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

(所持の制限)
第三十条 放射性同位元素は、法令に基く場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

二 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

三 第二十七条第一項の規定により届出をしななければならない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

四 第二十七条第三項の規定により届出をしななければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日にその使用者又は販売業者が所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

五 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

六 前各号に掲げる者の従業員がその職務上放射性同位元素を所持する場合

(取扱の制限)
第三十一条 何人も、十八歳未満の者又は精神障害者(精神衛生法(昭和二十五年法律第二十三号)第

三条に規定する精神障害者をいう。)に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱をさせてはならない。

2 何人も、前項に掲げる者に放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用させてはならない。

3 前二項の規定は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)により免許を受けた看護婦その他総理府令で定める者については、適用しない。

(事故届)

第三十二条 使用者及び販売業者(第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下各条において同じ。)並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならぬ。

(危険時の措置)

第三十三条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ち

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

七二二

に、總理府令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官に通報しなければならない。

3 科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第四章 放射線取扱主任者 (放射線取扱主任者)

第三十四条 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生防止について監督を行わせるため、總理府令で定めるところにより、次条第一項の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。

この場合において、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師を、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二条に規定する医薬品、用具又は化粧品製造所において使用するとき

は薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができる。

2 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(放射線取扱主任者免状)

第三十五条 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、放射線取扱主任者免状を交付する。

- 一 科学技術庁長官の行う放射線取扱主任者試験に合格した者
- 二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、放射線に関する前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者
- 2 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わなければならない。

- 一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

くなつた後、二年を経過していない者

3 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の放射線取扱主任者試験の科目、受験手続その他放射線取扱主任者試験の実施細目並びに放射線取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、總理府令で定める。

(放射線取扱主任者の義務等)

第三十六条 放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用施設、貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(放射線取扱主任者の代理者)

第三十七条 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射線同位元素、放射線同位元素装備機器若しくは放射線

発生装置を使用し、又は放射性同位元素の諸替をしよとするとときは、その職務を代行させるため、總理府令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

2 第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理者の資格に準用する。

3 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者の代理者を選任したときは、總理府令で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合に、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

(解任命令)

第三十八条 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者又はその代理者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用者又は販売業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。

第五章 放射線審議会

第三十九条 科学技術庁に、放射線

審議会を置く。

2 放射線審議会は、科学技術庁長官の諮問に応じ、放射線障害の防止に関する重要事項について審議する。

(放射線審議会の委員)

第四十条 放射線審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 放射線審議会の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に關し学識及び経験のある者のうちから、科学技術庁長官が任命する。

3 放射線審議会の委員は、非常勤とする。

4 放射線審議会の委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(政令への委任)

第四十一条 前二条に規定するもののほか、放射線審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(報告徴収)

第四十二条 科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、報告を求めることができる。

(放射線検査官)

第四十三條 科学技術庁に、放射線検査官を置く。

2 科学技術庁長官は、この法律又はこの法律に基づく命令の実施のため必要があると認めるときは、放射線検査官に、使用者又は販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

3 放射線検査官は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 放射線検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第四十四條 科学技術庁長官は、第二十六條又は第三十五條第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(訴願)

第四十五條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

(協議)

第四十六條 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第十四條の規定により命令を発し、又は第二十六條の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 前項の協議を受けた関係行政機関の長は、当該協議を受けた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、使用者(第三條第一項の許可の申請者を含む。)若しくは販売業者(第四條第一項の許可の申請者を含む。)から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者若しくは販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第四十三條第三項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 内閣総理大臣は、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条及び第二十四条の総理府令を制定する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(国家公安委員会に対する連絡)

第四十七條 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第二十六條の規定により許可を取り消し、又は第二十七條第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に連絡しなければならない。

(労働基準法との関係等)

第四十八條 この法律の規定は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及びこれに基づく命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についての権限を行使することを妨げるものと解してはならない。

2 労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があるとき、労働者に対する放射線検査官に勧告することができる。

要があるとき、労働者に対する放射線検査官に勧告することができる。

(手数料の納付)

第四十九條 第三條第一項、第四條第二項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可、第三十五條第一項第一号の放射線取扱主任者試験又は放射線取扱主任者免状の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(国に対する適用)

第五十條 この法律の規定は、第四十五條及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」とする。

第七章 罰則

第五十一條 放射性同位元素装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命又は身体に危険を生ぜしめた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の規定にあたる行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十二條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の許可を受けないうで放射性同位元素、放射性同位元素装置又は放射線発生装置を使用した者

二 第四條第一項の許可を受けないうで放射性同位元素を業として販売した者

三 第二十六條の規定による使用又は販売の停止の命令に違反した者

第五十三條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九條第四項の規定に違反した者

二 第十條第二項の規定による許可を受けないうで第三條第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一條第二項の規定による許可を受けないうで第四條第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十四條第一項又は第三十七條第一項及び第二項の規定に違反した者

五 第三十三條第一項の規定に違反した者

反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項（第十条第三項又は第十一条第三項において準用する場合を含む。）の条件に違反した者

二 第十四条の規定による命令に違反した者

三 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者

四 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項又は第二項の規定に違反して測定、記録及び保存をしなかつた者

二 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十七条第一項若しくは第三項若しくは第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十二条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三条第二項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 第二十二條、第二十三条又は第二十四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十四条第二項又は第三十七条第三項の規定による届出を怠つた者

三 正当な理由なく、第三十五条第三項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

一 第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十条第四項又は第十一条第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一条第三項の規定による届出をしなかつた者

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第三

十五条第一項及び第四項並びに第五章の規定並びに第四十九条中放射線取扱主任者に係る部分及び附則第七項中放射線審議会に係る部分は、公布の日から施行する。

（経過規定）
2 この法律の施行の際現に放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を所有している者で、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を使用しようとするもの又は放射性同位元素を業として販売しようとするものは、この法律の施行の日から一月以内に、第三条第一項又は第四条第一項の許可の申請をしなければなら

ない。
3 この法律の施行の際現に放射性同位元素を所有している者で前項の規定により許可の申請をしない

ものは、この法律の施行後二月以内に、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）並びに所有している放射性同位元素の種類及び数量を科学技術庁長官に届け出なければなら

ない。
4 前項の規定により届出をした者又は附則第二項の規定により許可を申請した者で許可を与えられなかつたものは、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を第十九条の技術上の基準に従ひ廃棄しなければなら

ない。この場合において、科学技術庁長官は、これらの者の者及びこれらの者から運搬の委託を受けた者（これらの者の従業員でその職務上放射性同位元素を所持するものを含む。）には、第三十条の規定は、適用しない。

（科学技術庁設置法の一部改正）
7 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の次に次の四号を加える。

十三の二 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用を許可すること。

十三の三 放射性同位元素の販売の業を許可すること。

十三の四 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。

十三の五 放射性同位元素等に

よる放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第二十号)第四十五条の訴訟について内閣総理大臣を補佐すること。

第八条第六号中「障害防止の基

本」を「障害防止」に改める。

第十九条第一項の表中発明奨励

審議会の項の次に次のように加える。

放射線障害の防止に

審議会の項の次に次のように加える。

○菅野和太郎君登壇
ただいま議題となり
ました放射性同位元素等による放射線
障害の防止に関する法律案につきま
して、委員会における審議の経過並び
に結果について御報告申し上げます。
まず、本案の目的及び要旨について
申し上げます。

わが国における放射性同位元素につ
きましては、昭和二十五年初めてわが
国に輸入されて以来、その研究と利用
は急速な発展を遂げ、現在では、原子
力平和利用の一環として、産業、医療
その他の面において多大の成果が期待
されているのでありますが、反面、放
射線障害というマイナス面を伴うの
で、今後原子力の開発が進むに従い、
放射線障害の防止に万全を期すること

が肝要であります。従いまして、本案
は、原子力基本法の精神にのっとり、
放射性同位元素の使用、販売その他の
取扱ひ並びに放射性同位元素装置機器
または放射線発生装置の使用を規制す
ることにより、これらの放射線障害を
防止し、公共の安全を確保することを
その目的とするものであります。

本案の要旨は、放射性同位元素等の
使用、販売について許可制をとり、その
使用者及び販売業者に対し、放射線障
害の防止に必要な義務を課してありま
す。また、放射性同位元素の所持並び
に譲渡等に制限を加えるとともに、放
射線取扱主任者の制度を設けるほか、
国の行政的監督、放射線審議会等につ
いて規定いたしました。

本案は、四月二日提案理由の説明を
聴取した後、参考人より意見を聴取す
る等、きわめて熱心なる質疑が行われ
たのでありますが、その詳細は会議録
に譲ることといたします。

かくて、四月二十七日質疑を終了
し、討論、採決の結果、全会一致を
もって可決すべきものと決した次第で
あります。

なお、本案に対し、自由民主党及び
日本社会党共同提案にかかる附帯決議
案が提出され、これまた全会一致を
もって可決いたしました。

附帯決議を朗読いたします。
放射線による障害の防止は、国民
の最も深い関心事であるにかんが

み、政府は関係各省庁の間に充分な
る協議を遂げ、次期国会に放射線全
般の障害防止に関する左記要領の法
律案を提出すべきである。

記

一、法案の対象は、X線発生装置、
放射性同位元素、放射能灰等によ
り生ずる全放射線とすること。
二、法案は放射線障害防止の基準法
的性格のものとする。

なお、関係各省庁は前記の法案に
関連する所要の法規を整備すべきで
ある。

以上をもつて御報告いたします。

(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたし
ます。本案は委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よつて、本案は委員長報
告の通り可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれ
にて散会いたします。

午後三時五十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
外務大臣 池田 勇人君
法務大臣 中村 梅吉君
大蔵大臣 田中 勇人君
文部大臣 灘尾 弘吉君

運輸大臣 宮澤 胤勇君
郵政大臣 平井 太郎君
労働大臣 松浦周太郎君
建設大臣 南條 徳男君
国務大臣 石井光次郎君
国務大臣 宇田 耕一君
国務大臣 大久保留次郎君

出席政府委員

行政管理庁 岡部 史郎君
管理部長 加藤 精三君
自治政務次官 井上 清一君
外務政務次官 足立 篤郎君
大蔵政務次官 中垣 國男君
厚生政務次官 福永 一臣君
運輸政務次官 福永 一臣君

朗読を省略した報告

一、去る二十三日次の法律の公布を奏
上し、その旨参議院に通知した。
関税法の一部を改正する法律
国の特定の支払金に係る返還金債権
の管理の特例等に関する法律

一、去る二十三日本院は電波監理審議
会委員に秋山龍君及び丹羽保次郎君
を任命することに同意した旨内閣に
通知した。

一、外務大臣官房長木村四郎七は去る
十九日転職したので、その政府委員
は自然消滅になった。

一、去る二十三日益谷議長は岸内閣総
理大臣申出の、次の者を政府委員に
任命することを承認した。

外務大臣官房長 田村 景一

一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、
去る二十三日議長において承認した
田村景一を同日政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十四日参議院議長から、次
の法律の公布を奏上した旨の通知書
を受領した。

日本科学技術情報センター法
判事補の職権の特例等に関する法律
の一部を改正する法律

裁判所法の一部を改正する法律
地方財政法及び地方財政再建促進特
別措置法の一部を改正する法律

一、昨二十六日参議院議長から、次の
法律の公布を奏上した旨の通知書を受
領した。

滞納処分と強制執行等との手続の調
整に関する法律
北海道開発公庫法の一部を改正する
法律

防衛庁設置法の一部を改正する法
律

自衛隊法の一部を改正する法律
臨時受託調達特別会計法
社会教育法の一部を改正する法律

一、昨二十六日参議院議長から、国会
において議決した次の予算を内閣に
送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十一年度特別会計予算補正
(特第一号)

一、昨二十六日、内閣から、日本国と
ポランド人民共和国との間の国交
回復に関する協定の批准書交換のた

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 議長の報告

七二六

めの特派大使に本院議員國田直君を任命したので、外務公務員法第八條第三項の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。
一、去る二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

山本 桑吉君 稲村 隆一君
逢澤 寛君 河野 密君
法務委員 安平 鹿一君
外務委員

大橋 忠一君 町村 金五君
田中織之進君 成田 知巳君
穂積 七郎君 山口喜久一郎君

大蔵委員

大倉 三郎君 小西 寅松君
杉浦 武雄君 西村 彰一君
横路 節雄君 岡崎 英城君
川崎末五郎君 福田 越夫君
社会労働委員 横山 利秋君
井堀 繁雄君

農林水産委員

井谷 正吉君 石山 權作君
榎 兼次郎君 石田 有全君
商工委員 永井勝次郎君
中崎 敏君 石田 有全君

運輸委員

通信委員 山崎 始男君 西村 彰一君
川崎末五郎君 小西 寅松君
建設委員 伊瀬幸太郎君 小松 幹君
逢澤 寛君 伊瀬幸太郎君
山本 桑吉君 伊瀬幸太郎君

予算委員

上林山榮吉君 北村徳太郎君
福田 越夫君 松本 龍蔵君
山口喜久一郎君 小松 幹君
河野 密君 古屋 貞雄君
山崎 始男君 大倉 三郎君
榎 兼次郎君 笹本 一雄君
町村 金五君 稲村 隆一君
片島 港君 細田 綱吉君
山田 長司君

一、去る二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

逢澤 寛君 河野 密君
山本 桑吉君 稲村 隆一君
法務委員 古屋 貞雄君
外務委員 松本 龍蔵君 山口喜久一郎君
古屋 貞雄君 岡田 春夫君
田中 稔男君 町村 金五君
大蔵委員 福田 越夫君 川崎末五郎君
岡崎 英城君 横山 利秋君
中崎 敏君 杉浦 武雄君
小西 寅松君 大倉 三郎君
社会労働委員 山崎 始男君 西村 彰一君
農林水産委員 永井勝次郎君 石田 有全君
伊瀬幸太郎君 小松 幹君
商工委員 横路 節雄君 井谷 正吉君

運輸委員

石山 權作君
通信委員 小西 寅松君 川崎末五郎君
建設委員 山本 桑吉君 榎 兼次郎君
逢澤 寛君
予算委員 榎 兼次郎君 笹本 一雄君
大倉 三郎君 大橋 忠一君
町村 金五君 石田 有全君
稲村 隆一君 田中織之進君
井堀 繁雄君 福田 越夫君
上林山榮吉君 北村徳太郎君
山口喜久一郎君 河野 密君

決算委員

安平 鹿一君 穂積 七郎君
成田 知巳君
一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 田中 龍夫君 榎 兼次郎君
地方行政委員 榎 兼次郎君 田中 龍夫君
大蔵委員 榎 兼次郎君 田中 龍夫君
中崎 敏君 横山 利秋君
社会労働委員 赤松 勇君 岡本 隆一君
赤松 勇君 西村 彰一君
栗原 俊夫君 山崎 始男君
山口シヅエ君 永井勝次郎君
農林水産委員 小松 幹君
日野 吉夫君

商工委員

井谷 正吉君 横路 節雄君
運輸委員 石山 權作君
建設委員 榎 兼次郎君
予算委員 大橋 武夫君 井堀 繁雄君
石田 有全君 岡田 春夫君
田中 稔男君
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 榎 兼次郎君 田中 龍夫君
地方行政委員 榎 兼次郎君 田中 龍夫君
大蔵委員 横路 節雄君 山口シヅエ君
社会労働委員 森本 靖君 大西 正道君
下平 正一君 井堀 繁雄君
横山 利秋君 榎 兼次郎君
農林水産委員 石田 有全君 井谷 正吉君
石山 權作君
商工委員 永井勝次郎君 中崎 敏君
運輸委員 日野 吉夫君
建設委員 山崎 始男君
予算委員 野澤 清人君 西村 彰一君
小松 幹君 赤松 勇君
岡本 隆一君

理事

田村 元君(理事保科善四郎君去る二十五日理事辞任につきその補欠)
一、去る二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
外務委員 岡田 春夫君 古屋 貞雄君
文教委員 鈴木 義男君
社会労働委員 有馬 輝武君 榎 兼次郎君
森本 靖君 横山 利秋君
農林水産委員 井谷 正吉君 武藤運十郎君
商工委員 多賀谷眞稔君 八木 昇君
運輸委員 池田 順治君 勝間田清一君
建設委員 武藤運十郎君
予算委員 赤松 勇君 岡 良一君
岡本 隆一君 小松 幹君
小山 亮君 田中織之進君
西村 彰一君 吉田 賢一君
勝間田清一君
一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
外務委員 勝間田清一君 田中織之進君
文教委員 八木 昇君
社会労働委員 赤松 勇君 武藤運十郎君
岡 良一君 岡本 隆一君

一、去る二十五日内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 議長の報告

農林水産委員

武藤運十郎君 榎 健次郎君

商工委員

西村 彰一君 鈴木 義男君

運輸委員

小松 幹君 小山 亮君

建設委員

井谷 正吉君

予算委員

有馬 輝武君 森本 靖君

横山 利秋君

池田 龍治君

勝岡田清一君

井堀 繁雄君

多賀谷眞穂君

片島 港君

岡田 春夫君

一、昨二十六日內閣委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。理事 保科善四郎君(理事田村元
君昨二十六日理事辞任に
つきその補欠)一、昨二十六日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大坪 保雄君 田中 龍夫君

眞崎 勝次君

小澤佐重喜君

渡海元三郎君

地方行政委員

小澤佐重喜君

綱綱 彌三君

渡海元三郎君

浅沼稻次郎君

大坪 保雄君

眞崎 勝次君

外務委員

大西 正道君 勝岡田清一君

大蔵委員

山口シツユ君

社会労働委員

田中 正巳君 西村 直己君

下平 正一君

武藤運十郎君

農林水産委員

大野 市郎君 山田 長司君

商工委員

春日 一幸君

運輸委員

井手 以誠君

予算委員

河本 敏夫君 岡田 春夫君

田原 春次君

決算委員

成田 知巳君 榎 七郎君

議院運営委員 吉川 兼光君

一、昨二十六日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

小澤佐重喜君 綱綱 彌三君

渡海元三郎君 大坪 保雄君

眞崎 勝次君

地方行政委員

大坪 保雄君 田中 龍夫君

眞崎 勝次君 井手 以誠君

小澤佐重喜君 渡海元三郎君

外務委員

成田 知巳君 岡田 春夫君

大蔵委員

横山 利秋君

社会労働委員

河本 敏夫君 倉石 忠雄君

栗原 俊夫君 山口シツユ君

農林水産委員

植村 武一君 榎 七郎君

商工委員

武藤運十郎君

浅沼稻次郎君

通信委員

予算委員

田中 正巳君 勝岡田清一君

吉田 賢一君

決算委員

今澄 勇君 山田 長司君

議院運営委員 田原 春次君

一、去る二十三日議員から提出した議
案は次の通りである。小型船舶海運組合法案(木村俊夫君外
二名提出)一、去る二十三日内閣から提出した議
案は次の通りである。

有線放送電話に関する法律案

一、去る二十三日委員会に付託された
議案は次の通りである。有線放送電話に関する法律案(内閣
提出第一五三三号)

通信委員会 付託

一、去る二十三日参議院に送付した内
閣提出案は次の通りである。昭和三十三年度特別会計予算補正
(特第一号)

臨時恩給等調査会設置法案

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案検察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案自転車競走法の一部を改正する法律
案小型自動車競走法の一部を改正する
法律案

臨時受託調達特別会計法案

一、去る二十三日次の本院議員提出案
を否決した旨参議院に通知した。

自転車競走法を廃止する法律案

小型自動車競走法を廃止する法律
案一、去る二十三日参議院送付の次の内
閣提出案を可決した旨参議院に通知
した。

関税法の一部を改正する法律案

国の特定の支払金に係る返還金債権
の管理の特例等に関する法律案一、去る二十四日参議院から受領した
内閣提出案は次の通りである。機械工業振興臨時措置法の一部を改
正する法律案一、去る二十四日委員会に付託された
議案は次の通りである。機械工業振興臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出第一三三三号)

参議院送付) 商工委員会 付託

小型船舶海運組合法案(木村俊夫君外
二名提出、衆法第二九号)

運輸委員会 付託

一、去る二十四日予備審査のため次の
本院議員提出案を参議院に送付し
た。小型船舶海運組合法案(木村俊夫君外
二名提出)一、去る二十四日参議院において、次
の内閣提出案を可決した旨の通知書
を受領した。

日本科学技術情報センター法案

刑事補の職権の特例等に関する法律
の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

地方財政法及び地方財政再建促進特
別措置法の一部を改正する法律案一、昨二十六日議員から提出した議案
は次の通りである。中小企業に対する官公需の確保に関
する法律案(水谷長三郎君外十三名
提出)下請代金支払遅延等防止法の一部を
改正する法律案(水谷長三郎君外十
三名提出)百貨店法の一部を改正する法律案
(水谷長三郎君外十三名提出)一、昨二十六日参議院から受領した内
閣提出案は次の通りである。国有財産法の一部を改正する法律
案国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案

電子工業振興臨時措置法案

一、昨二十六日参議院から、同院にお
いて修正議決した次の内閣提出案を
受領した。

旅館業法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日委員会に付託された議
案は次の通りである。国有財産法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一二二号)(参議院送
付)国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一一二三三号)(参
議院送付)

以上二件 大蔵委員会 付託

昭和三十三年四月二十七日 衆議院會議録第三十六号 議長の報告

旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二三五号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

電子工業振興臨時措置法案(内閣提出第一四四号)(参議院送付)

商工委員会 付託

一、昨二十六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(第二十五回国会本院継続審査)

一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

臨時受託調達特別会計法案

社会教育法の一部を改正する法律案

昭和三十三年特別会計予算補正(特第一号)

一、今二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案(永山忠則君外五名提出)

一、今二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案(永山忠則君外五名提出、衆法第三三三号)

文教委員会 付託

衆議院會議録第三十五号中正誤

頁	段 行	誤	正
六三	三末	こと	ことを
六三	三二	条係	条件
六八	一三	各行頭を一字ずつ下げ	る。

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区中谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四五一三